

平成 31 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月7日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

---

平成31年3月7日〔木曜日〕午前8時58分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第2号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第3号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第4号 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正について

議案第5号 江南市火災予防条例の一部改正について

議案第22号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部・北部1・東部3処理分区）請負契約の変更について

議案第23号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その1請負契約の締結について

議案第24号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その2請負契約の締結について

議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第3条 地方債のうち

臨時財政対策債

第4条 一時借入金

第5条 歳出予算の流用

議案第36号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

議案第37号 平成31年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

---

出席委員（8名）

委員長	幅	章郎	君	副委員長	東	猴	史	紘	君
委員	東	義喜	君	委員	古	田	みちよ		君
委員	牧	野	圭佑	君	委員	伊	神	克	君
委員	山	登志浩	君	委員	藤	岡	和	俊	君

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

議員 河合正猛 君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	松	本	朋彦	君	議事課長	石	黒	稔	通	君
主査	梶	浦	太志	君	主事	岩	田	智	史	君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
企画部長	片野富男君
総務部長	村井篤君
消防長	長谷川久昇君
地方創生推進課長	坪内俊宣君
地方創生推進課副主幹	稲波克純君
地方創生推進課副主幹	矢橋尚子君
秘書政策課長	茶原健二君
秘書政策課主幹	河田正広君
秘書政策課副主幹	間宮徹君
秘書政策課副主幹	田中元規君
秘書政策課主査	八橋直純君
市民サービス課長	貝瀬隆志君
市民サービス課主幹	前田茂貴君
市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長	影山壮司君
市民サービス課主査	丹羽克仁君
市民サービス課主査	石垣恵子君
行政経営課長	安達則行君
行政経営課副主幹	梶田博志君
行政経営課副主幹	山内進治君
行政経営課主査	山口尚宏君
行政経営課主査	大脇宏祐君

税務課長	本 多 弘 樹 君
税務課主幹	須 賀 博 昭 君
税務課副主幹	前 田 昌 彦 君
税務課主査	三 浦 理 恵 君
税務課主査	高 田 昌 治 君
税務課主査	西 村 篤 士 君

収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	金 川 英 樹 君
収納課主査	岡 地 孝 浩 君
収納課主査	近 藤 祥 之 君

総務課長	高 田 昌 和 君
総務課主幹	浅 野 武 道 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
総務課主査	中 山 享 哉 君
総務課主査	小 島 宏 征 君

会計管理者兼会計課長	中 村 信 子 君
------------	-----------

監査委員事務局長	小 林 悟 司 君
----------	-----------

消防総務課長	斉 木 寿 男 君
消防総務課主幹	杉 本 恭 伸 君
消防総務課副主幹	日下部 匡 彦 君

消防予防課長	高 島 勝 則 君
消防予防課副主幹	山 本 育 男 君
消防予防課主査	畑 毅 君

消防署長	谷	宣	夫	君	
消防署東分署長	森	山	和	人	君
消防署主幹	花	木	康	裕	君
消防署主幹	上	村	和	義	君
消防署主幹	黒	谷	高	夫	君
消防署副主幹	坪	内		誠	君
消防署副主幹	山	本	進	悟	君
消防署副主幹	増	田	光	師	君
消防署副主幹	水	野	信	貴	君
消防署副主幹	村	上	祥	一	君
消防署副主幹	雉	野	広	治	君
消防署副主幹	柴	山	浩	一	君
消防署副主幹	高	木	直	樹	君
消防署副主幹	蟹	江	雅	紀	君
消防署副主幹	浪	崎	克	利	君

○委員長 おはようございます。

おそろいになりましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。  
御当局から御挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る 2 月 25 日に 3 月定例会が開会されて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上、非常に重要な案件ばかりでございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 本日の委員会の日程でございますけれども、付託されております議案第 2 号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを初め 11 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行いますが、追加提案されました議案第 36 号 平成 30 年度江南市一般会計補正予算（第 10 号）については、議案第 26 号 平成 30 年度江南市一般会計補正予算（第 9 号）の審査終了後に引き続いて行うこととさせていただきたいと思っております。

また、議案第 2 号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてと議案第 5 号 江南市火災予防条例の一部改正についてにおきましては、事前に資料配付の申し出がございましたので、許可をしております。

資料につきましては、タブレット端末の委員会・協議会、常任委員会、総務委員会とフォルダを進めていただくと配信されておりますので、お願いをいたします。

委員会での発言につきましては、会議規則第 114 条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭をお願いをし、挙手の上、委員長の指名後に発言ください

ますよう、議事運営に御協力いただきますようお願いをいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りをした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれの担当の議案のときに出席をいただき、その間は退席をしていただいても結構です。

---

## 議案第2号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 について

○委員長　それでは最初に、議案第2号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○秘書政策課長　それでは、議案第2号について御説明申し上げますので、議案書の7ページをお願いいたします。

平成31年議案第2号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、8ページには江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページ、9ページ、条例（案）の新旧対照表をお願いいたします。

第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務を規定したもので、第3項としまして、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項を規則で定めることを新たに規定するものでございます。

8ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。



なお、補足説明といたしまして、参考資料、規則（案）を作成しております。事前に委員長の許可をいただいておりますので、タブレット端末に配信させていただきます。

フォルダのほうで、委員会・協議会の次の常任委員会の次の総務委員会のフォルダでございます。よろしいでしょうか。

それでは、規則（案）について御説明させていただきますので、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

中段やや下の8条の4をごらんください。

8条の4は、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を新たに規定するものでございます。

第1項第1号では、時間外勤務を命ずる時間の上限を定めるもので、1カ月において時間外勤務を命ずる時間について45時間以内、1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間以内と定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

中段やや下の第2号では、他律的業務を業務量、業務の実施時期その他業務の遂行に関する事項をみずから決定することが困難な業務とし、この他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対しては、前号の規定にかかわらず、1カ月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満、1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間以内、2カ月から6カ月の期間において1カ月当たりの平均時間について80時間以内、1年のうち1カ月において45時間を超える時間外勤務を命ずる月数について6カ月以内と定めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

中段やや上の第2項では、特例業務を大規模災害への対処その他重要な業務であって、特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものとし、この特例業務に従事する職員に対しては、前項各号の規定する上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができることを定めるものでございます。

第3項では、上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行わなければならないことを定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4項では、前3項に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めることを定めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきますようお願いいたします。  
附則でございます。

附則第1項は施行期日を定めるもので、この規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、経過措置といたしまして、平成31年8月31日までの間において、第8条の4第1項第2号のウに係る部分について、「5月の期間」を「5月の期間（平成31年4月以降の期間に限る。）」とするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

○東委員　もともとが平成30年の8月10日の人事院勧告で長時間労働の是正があるということで、民間との関係もあって、そういう形で出されて、そもそも公務員の皆さんの時間外労働に対する規定というのは、もともと何もなかったんでしたっけ。

○秘書政策課長　そのとおりでございます。

○東委員　そうすると今までは……、昔はよくある話でしたよね。もともとがタイムレコーダーも何もないもんだから、大体そういうもの自体がね。従来だと申請というんですかね、よくわかりませんが、それぞれ皆さんが申請されて、課長さんか誰かの承認という形でやってみえたというのが流れでしたかね。それはじゃあなくなるということでもいいんですか。

○秘書政策課長　所属長が時間外勤務命令ということで命じて、時間外勤務を行うというようなことになっております。ですから、それについては、そのまま引き続き行っていくと。所属長が時間外勤務を命じて、時間外勤務を行わせるというようなことでございます。

○東委員　わざわざこういう基準を設けなくてはならないんですね。上限が普通だと月45時間でやりなさいよというときに、その所属長の命令との関係

なんですけれどもね。あなた、こんな時間、やってはいけかんよと、規定の時間内に仕事が終われるようにするのが本来だと思うんですけど、それをあえて延ばさなければならないというときには、所属長の判断でそういう命令が認められておるといふ形だけ。そのときに、そういう時間制限の裁量というのは、本来、所属長のほうに裁量があつて、そこに対して責任を持つておるといふのが本来なんですかね。

○秘書政策課長 そのとおり、所属長が45時間を超える時間を命ずることができなくなるということでございます。命ずることができないと。

○牧野委員 今、規則で決めるということが出てきたんだけど、そもそも今出すということ自身が私にはよくわからないんだけど、これはいつできたの。

○秘書政策課長 国の人事院規則……。

○牧野委員 違う。今、私がアップデートしたデータといふのはいつつくれたの。

○秘書政策課長 今週中につくりました。国や県から、この規則案の例といふのが示されるのがなかなかおいてこなかったといふようなことで、どうしてもおくれてしまったということでございます。

○牧野委員 わかりました、納得。

こういう役所といふのは、産業分類といふか企業分類だと、大企業だとか、中小企業だとか、そういうのとはまた違つたくくりの対象になるんですか。どういふ対象になるんですかね。

○秘書政策課長 そもそも労働基準法の基本的には適用を受けないといふようなことになってきますので、民間企業とは全く別物といふふうに考えていただければいいと思ひます。

○牧野委員 多分、働き方改革の一環として、労働基準法に縛られない団体なんだけれども、企業に準じて労働規約をつくりなさいといふことだと思ひますよね。ここにはもう一つ、残業時間の制限といふのがあるんだけど、今、週40時間、1日8時間ですか、まず江南市の基本的なデータを。もうちょっと短かつたかね。

○秘書政策課長 1日7時間45分。

○牧野委員 7時間45分で、週。

○秘書政策課長 38時間45分でございます。

○牧野委員 これが基本。わかりました。

それで労働時間の上限設定を設けた、結構だと思いますが、2つ目に年次有給休暇の取得については、どういう規則で決めたのか決めていないのか、確認したいんですけど。

○秘書政策課長 年次休暇について、10日間付与されたものについては、強制的に5日間とらせなさいというような労働基準法上は規定があるんですが、公務員については、まだ人事院のほうから、そのあたりについては示されていないというような状況でございますので、また今後、人事院のほうからそういうようなことが示されるのであれば、適正に処理、対応していきたいなと考えております。

○牧野委員 わかりました。でも、実際に今の有給休暇の消化率といいたいでしょうか、そういったものは誰か管理しているのか、別段そういうことはしていないのか、現状を確認しておきたいんですけど。

○秘書政策課長 そのあたりは当然、所属長や人事でも管理しておりますし、平均時間で申し上げますと、平成29年度実績で申し上げますと7.3日が平均時間です。

○牧野委員 もう一点、これも将来のことなんですけど、同一労働同一賃金ということが言われていまして、こういったものも役所に適用されると考えられるものなんですかね。まだわかりませんかね。

○秘書政策課長 申しわけありません。そのあたりについては、まだ情報のほうがなかなかないものですから。

○牧野委員 それともう一つ、超過時間なんですけれども、45時間とか、1年何時間とか、100時間とか、それを越えた割り増しの、例えば休日だとか、深夜だとか、45時間超えた場合の残業時間の割り増し賃金手当みたいなものはあるんですか。

○秘書政策課長 今回、上限時間ということで、例えば1カ月45時間を超えて時間外勤務を命ずることができないと。

○牧野委員 でも、特別の場合というのは。災害だとか、選挙だとか、課税だとか。

- 秘書政策課長　それにつきましては、労働基準法に基づきまして、当然、割り増し賃金、100分の125であったり、100分の50であったりの支払いは発生してくるものというふうに考えております。
- 牧野委員　わかりました。
- 委員長　ほかによろしいでしょうか。
- 山委員　きのうの本会議でも議論されていましたが、管理職の方も含めて全ての職員、これは正規でも非正規でもそうですけれども、きちっと勤務時間を把握しなければいけないというのは、以前からも当然のことでしょうけれども、江南市役所の場合はタイムカードがないですね。パソコンを立ち上げたときに、何時にパソコンを立ち上げたとか、そういう記録をたどっていけばあるかもしれませんが、そういうことは組織的にやっていないですけれども、この辺のことは、労働時間の管理というのは厳密にやるべきだと思うんですけれども、その点についての見解をお聞かせいただきたいんですけど。
- 秘書政策課長　そのあたりについては、まだ導入のほうはされておりません。また、今後については、先進事例などを参考にしながら、導入するかどうかについては検討していきたいというように考えております。
- 山委員　12年前にも同じことを聞いているんですけれども、12年も研究するんじゃないかと、ちょっとやらしい言い方かもしれないですけれども、これだけタイムカード……、お金がかかるし、後で実際に勤務していたのかどうかということも確認しなきゃいけないので大変な作業が出てくるかもしれないんですけど、何か考えていただきたいなと思います。以上です。
- 東委員　皆さんの場合は人事院から出てくる形でこれは行われるんですけど、民間の場合だと、いわゆる36協定で労働者側と企業側で取り決めるということがあるわけですけど。これは規則でうたわれることになるんですけど、江南市の場合は職員組合というのがあるわけですけど、そういう職員組合の皆さんとの、この内容についての事前の話し合いみたいなことはされておるんですか。
- 秘書政策課長　先日、職員組合のほうには報告のほうをさせていただきました、この内容について。

- 東委員 報告というか、具体的にこういう形で取り決めを行うと、規則をつくるということですから、内容についての全て……、そういうのはどうなんでしょうか。そういうのは、普通は組合との関係というのはどうなるんですか。そういうのは、向こうも納得できるとか、そういうものなのか、それは例えば報告を受けるだけということなんでしょうかね、一般的には。
- 秘書政策課長 そのあたりは、協議というか報告というか、納得していただいたものというふうには……、これから職員組合のほうも、多分、協議のほうを行っていくと思いますので、その結果を待っているというような状況でございます。
- 東委員 結果を待っておるといっているのはどういう意味ですか。
- 企画部長 先ほど課長が申し上げましたように、今回、非常にタイトなスケジュールの中でやっておりますので、まずは職員組合については、こういう形で進めさせていただくということで御報告しました。職員組合は、またそれを受けまして、組合がどういう形で協議するかはわかりませんが、内容について要望があれば、また組合要望というような形で出てまいると理解しておりますので、今回、ちょっとタイトな中でやっておりますということで、御理解をいただきたいと思います。
- 東委員 もう一点ですけど、本会議で出た、先ほど特殊という言い方がありましたが、正確には他律的業務。本来は、一応は45時間を超えてはいかんわけですけど、100時間未満までは許されるというようなものがつくられるという話ですけど。あのときの例としては、選挙と、市民税の税務の集中する期間などがということでありましたけど。この文面を見ると、みずから決定することが困難な業務という言い方が書いてあるんですけど、みずからが決定することが困難というのは、選挙の場合だと、確かに特殊は特殊な仕事のような気もしますが、どうしてもやらざるを得ない、一定の期間に集中してやらざるを得ないなという気がするんですけど。市民税の関係のところも、みずから決定することが困難な業務になるんですかね。よくわからん。
- 秘書政策課長 時期を分散できないというようなことで、市民税につきましても、確定申告が終わった後から、5月中旬には税額を確定しなければいけないといったことで非常にタイトなスケジュールで行っていくと、期間が

集中するというようなことで、指定のほうは考えております。

- 東委員　現実にはどうかということもあるんですけど。きのうの本会議でも、実際には、平成29年度の実績では、45時間を超えた人が20人という報告がありましたね。実際はどれぐらいなのかというのが一つあるんですけど。でも、それと関連するのは、100時間未満ですからね。社会的には、80時間というのは過労死ラインだと言われて、よく社会問題になっておるわけですけど。それを逆に100時間未満というのは超える可能性があるわけですよ。だから、100時間未満までオーケーでしょう。そういう言い方で、80時間でもいいということだもんね、逆に言えば。そういうことが許されるかという気があるんですけど。

それと、2つあったんですけどね。1つは、40時間超えた場合が20人あるというのは、実際は何時間だったのか。例えば一番最高でね。そういう例を示していただけたら示していただきたいということと、100時間未満なんていうのは本来は、ましてや80時間を容認するようなことにならざるを得ないような内容だと私は思うんですけど。それはちょっと問題のような気がするんですけど。そういう気がするんですけどね。2つあるんですけどね、今の。

- 秘書政策課長　平成29年度、最高の時間で申し上げますと、76時間が最高でございます。

時間外勤務については、今回改正の趣旨については働き方改革の関係で長時間労働の是正というようなことでございますので、そのあたりもしっかり所属長には、その趣旨を踏まえて、時間外勤務については必要最小限にというようなことの指導を徹底してまいりたいと考えております。

- 東委員　基本的には、そういう立場で臨んでいただけると思うんですけど。ただ、これは規則なものですから。よくわからないのは、規則というのは、別に江南市の判断でやれるような部分かなという気がするんですけど。せめて、80時間という問題になっておる時間があるものですから、100時間なんて言わずに、せめて80時間未満とか、そういうことにはできないものなんですか、例えば。

- 企画部長　基本的には、先ほど申し上げた45時間という線がオールだと思っていただければいいと思うんです。定型外ということで他律的業務という

ことで、先ほど上げました2業務でございます。この2業務につきましては、いろいろとこれも分析する必要があるかと思いますが、選挙事務を限りなく少ない時間でやれるかといいますと、現状の技術的な面ですとか、職員の資質の面では、1人例えば30時間で選挙事務が済んでしまうかという、現実的に不可能といいますか無理なところでございます。税務の業務につきましても、今の人員の体制の中で、例えば30時間でおさめてやれるかといいますと、単純に申し上げれば、もっと人数を、税務課の職員を倍にすれば、3倍にすれば当然時間数というのは減ってまいるんですが、そのところも現実的には難しいということでございますので、この2業務以外については、先ほど申し上げた45時間に必ずおさまるような形になってまいると思います。ただし、そういったどうしてもやむを得ない部分ということで、他律的業務のこの2業務については御理解をいただきたいなと思います。

○東委員 文面に残るものですから、100時間未満というのは。この時代に、過労死ラインというのが問題になっておるときに、現実には76時間でしたか、実績でいけばね。だから、規則上のことだから、せめて私は80なら80というふうに別にうたってもいいような気がするんですけどね。それは難しいんですか。

○秘書政策課長 規則なものですから、江南市が決めることでございますので、うたえないことはないんですが、ただ方針としては国のほうに準じて行っておるということで、御理解いただきたいなと思っております。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午前9時25分 休 憩

午前9時25分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。



[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、お伺いをいたします。

ただいま議案第2号の審査のため当局から配付をされました資料につきましては、委員会審査資料として議場配付とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 では、そのように取り扱いをさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

---

### 議案第3号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第3号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお伺いをいたします。

○市民サービス課長 それでは、議案第3号について御説明を申し上げますので、議案書の10ページをお願いいたします。

平成31年議案第3号 江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

11ページには、江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。次のページ、12ページからは条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお伺いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○山委員 きのうの本会議でも議論がありましたけれども、消費税の増税が10月から行われるということで、それにあわせて、今、条例改正しておく

いう趣旨だと思いますけれども、水道料金でしたら、国に消費税を納めなきゃいけないから、10%転嫁するのは理解できるんですけど、きのうも総務部長が答弁されていたと思うんですけども、この施設の使用料、会議室とか競技場とかの使用料というのは、国に10%の消費税を納付しなければならないということないと思うんですけども、どうしてもこれは転嫁しないといけないのかということなんですけどね。

例えば、電気・ガス・水道というのは転嫁されるので、その分を見込んで、その分を値上げするんだったらわかるんですけども、多分、そういうことだけじゃなくて、機械的に8%から10%にということで、ほかの議案でもそうだと思うんですけども、その点についてどうお考えなのか、もう一度確認させてください。

○市民サービス課長 山委員がおっしゃられましたとおり、市の統一の見解として、今回の使用料の改正という議案が幾つか出されておるわけですが、消費税が上がるというところで、当然ながら維持管理経費が上がってくるということがございますので、その分の使用料で使用者の皆様をお願いをしていくという考え方のもとに、統一的に10月から料金改定を行っていくということでございます。

○委員長 よろしいですか。

○山委員 広く捉えて、例えば会議室を維持していくと、清掃するとか、何かで備品を交換するとか、メンテナンスするとか、そういうことを含めて、そういうことに関して10%かかってくるから、いただくものは10%に合わせるという、そういう考え方。

○市民サービス課長 清掃委託であるとか、そういった月払いで行っておる委託業務なども、10月以降は10%の消費税がかかってくるということで、そうした部分も、後ほどやりますけれども、当初予算の中でも経費の中に盛り込んで計算をしておるということで、その上昇分といったものを使用料としてお願いしていくという考え方でございます。

○藤岡委員 まず、計算方法ですが、今の値段を1.08で割って1.1を掛けるという、そういうような計算ですかね。それで、その端数のところを四捨五入にしているのか、切り捨てているのか、そのあたりが今ここに出ている数

字でちょっとわかりづらいところがあるんですけども。

○市民サービス課長 藤岡委員がおっしゃられたとおり、計算につきましては、現在の使用料を108で割りまして110を掛けた結果、10円以上上がるところを今回改正しておるといことでございますので、その計算でいきますと、現在、540円以上の使用料をお願いしておるところが全て変わってくると。540円未満の使用料をお願いしておるところ、布袋ふれあい会館でも会議室等々ありますけれども、こういったところは10円以上は上がらないということで、ここは切り捨ててやっておりますので、上がらないということでございます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○東委員 今のお二人の話を聞いておって、両面があるのか、よくわからなかったんですけど。山委員の話を聞いておるときは、払うほうにも消費税がかかってくるので、それに見合うようにせないかんかなというような議論もあったようだし、あと藤岡委員の場合は、純粹に消費税の税率をぽんともらうほうに掛けるだけという意味合いにとれるんですけど、私は多分、普通だと、法律上からいけば、お金を取ることに對して、消費に對して單純に一律に10%だというのが考え方だと思っておったんですけど。江南市のような場合だと、経費のほうにもかかるんだから消費税を取るんですよというふうな考え方があるんですか。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時33分 休 憩

午前9時40分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

課長のほうから答弁をお願いします。

○市民サービス課長 地方公共団体につきましては、民間事業者と同様に消費税法の適用を受けるものでありますけれども、その公共性から特例として消費税額と仕入控除予定額を同額とみなすということで、申告義務は課せられていないものでございます。

また、前回の8%への引き上げの際には、国からも公の施設の使用料等に対して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るよう通知文書が来ておるとい

ことから、今回の10月からの消費税のアップに対して使用料を改定していくという考え方でございます。

○委員長　それでは、以上とさせていただきたいと思いますので、質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時41分　休　憩

午前9時41分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第4号 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第4号 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○総務課長　議案第4号につきまして御説明申し上げますので、議案書の14ページをお願いいたします。

平成31年議案第4号 江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正についてでございます。

15ページには、江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例（案）を、次の16ページ、17ページには、条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　　今回は明確に10%の変更になるんですけど、ちなみにというか、目的外使用料で、これはどこで聞いていいかわからんのだけど、ここで聞くだけのことなんだけど、ほかでも一緒なんだけど、予算に反映するかどうかというのがあるじゃないですかね。きのう、本会議でもありましたね。実際、消費税は見込まれておると、10月から上げるということだから。先ほどの話じゃないけど、転嫁するなり、あるいは料金変更をして今回出ているわけだもんだから。予算ベースの中に、これがうたわれておるのかというのがよくわからないんですけど。

目的外使用料の中によくありますよね、今までも問題にしておった、学校などの先生たちが目的外使用料を払ってみえるじゃないですか。ああいうのだって10月から10%かかるわけでしょう。単純にいけば、引き上げになるわね。そういうのは、この新年度予算の中には既に盛り込まれて入っておるんですか。

○総務課長　　今回の目的外使用料につきましては、経過措置のほうで、10月以前に許可したのものについては従前のおりでいくという。基本的に1年でやりますので、今回については4月から9月までにいただいたもの自体は8%のままですので、今年度についてはそのままです。

○東委員　　だから、発生しておるのが4月1日ということでもいいのかな。目的外使用料として決めたのが、幾らと決めたのが4月1日だから、当然、10月以前だから、それは4月に決めたそのまま、それで1年間いきますよと、そういうことでもいいの。

○総務課長　　そのとおりでございます。

○委員長　　それでは、ほかに質疑もないと思いますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時45分　　休　憩

午前9時45分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第5号 江南市火災予防条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第5号 江南市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、御当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○消防予防課長 それでは、議案第5号について御説明申し上げますので、議案書の18ページをお願いいたします。

平成31年議案第5号 江南市火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、違反對象物に係る公表制度を実施するため、及び工業標準化法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、19ページには江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げますので、20ページをお願いいたします。

第16条は、工業標準化法が一部改正され、産業標準化法に変わることに伴い、「日本工業規格」が「日本産業規格」に変わることから、字句を改めるものでございます。

第48条は、防火対象物の消防用設備等の設置状況が法令等に違反している場合、その旨を公表することができるとするものでございます。

第2項は、第1項に規定する公表をしようとするときは、当該対象物の関係者にその旨を通知するとするものでございます。

第3項は、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めるとするものでございます。

次に、恐れ入りますが、19ページにお戻りいただきますようお願いいたし

ます。

附則でございます。この条例は、平成32年4月1日から施行するものでございますが、第16条の改正規定は、平成31年7月1日から施行するものでございます。

なお、補足説明といたしまして、参考資料、江南市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（案）を作成しております。

事前に委員長の許可をいただいておりますので、タブレット端末に配信させていただきます。

それでは、タブレット端末、総務委員会フォルダ内の議案第5号委員会審査資料をお願いいたします。

江南市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（案）につきまして御説明をさせていただきますので、3ページ、4ページの新旧対照表をお願いいたします。

第8条では、公表の対象となる防火対象物を、飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の人が利用する防火対象物及び病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する防火対象物とするものでございます。

違反の内容につきましては、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って設置義務のある消防用設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていないもの、設置義務がある部分の床面積の過半にわたって設置されていないもの、設置されている消防用設備等の機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものを対象とするものでございます。

第9条では、公表の方法は、立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお同一の違反内容が認められる場合に、本市のホームページにて公表するものでございます。

公表する事項は、違反对象物の名称、所在地、違反内容、その他消防長が必要と認める事項とするものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この規則は、平成32年4月1日から施行するものでございます。

参考資料の5ページには、江南市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（案）第8条第1項中、公表の対象となる防火対象物を表にまとめてございますので、後ほど御参照ください。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○藤岡委員　まず、ことしの4月でなくて来年の4月からやるという、それは周知徹底期間とか、そういう意味なんですよ。

○消防予防課長　事前に市民及び建物関係者の方に説明をして、十分な周知期間を設けるために、1年間早く火災予防条例の改正をいたしました。

○藤岡委員　今、対象になる建物というのは、江南市内に幾つぐらいあるというのは、大体。

○消防予防課長　3月1日現在ですけれども、江南市内には3,057棟の防火対象物がございます。そのうち公表の対象となる対象物は、先ほど述べましたが、特定・不特定の方が出入りする飲食店や物品販売店、そして病院や社会福祉施設など、そのような建物を公表の対象としております。それを「特定防火対象物」と呼んでおりますが、現在、江南市には特定防火対象物は889棟ございます。そのうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務がある建物は、3月1日現在で324棟になります。この公表制度による公表の対象となる重大な消防法令違反の建物は、現在、1棟でございます。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

○東委員　規則の中に、公表の方法がホームページでやるということですけど、一般的にこういう場合の、直してもらうために、きちっと指導に従ってもらうためにという形でやるんですけど、こういう場合はホームページだけで一般的に足りるものなんではないでしょうか。どうなんですか。

○消防予防課長　公表の方法につきましては、今、インターネットが普及しておりますので、広く全国の利用者に情報提供するためにホームページ上に公表することにしております。広報紙などですと、情報提供が地域に限定し



てしまいますし、また違反が是正された場合、すぐに削除をしなければいけませんので、その点を考えてホームページ上にしております。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午前 9 時 54 分　休　憩

午前 9 時 54 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、お伺いをいたします。

ただいま議案第 5 号の審査のため当局から配付されました資料につきましては、委員会審査資料として議場配付をしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、配付されました資料につきましては、そのように取り扱いさせていただきますので、よろしくお伺いをいたします。

---

**議案第 22 号　地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業　公共下水道  
枝線管きょ布設工事（中部・北部 1・東部 3 処理分区）  
請負契約の変更について**

○委員長　続いて、議案第 22 号　地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業  
公共下水道枝線管きょ布設工事（中部・北部 1・東部 3 処理分区）請負契  
約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお伺いをいたします。

○総務課長 議案第22号につきまして御説明申し上げますので、議案書の93ページをお願いいたします。

平成31年議案第22号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（中部・北部1・東部3処理分区）請負契約の変更についてでございます。

はねていただきまして、94ページ、95ページには参考資料といたしまして仮変更契約書を、はねていただきまして96ページには特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく変更協定書を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員 減額の契約でありますけど、提案理由の中に布設延長の変更と書いてあるんですけど、具体的にこの内容というのはどういうものかというのは、ここではわかるんですかね。

○総務課長 全路線延長で申し上げますと、当初、1万2,930メートルを予定していたものが、1万2,509メートルに減少しております。

○東委員 距離が短くなった理由は、多分、下水のほうなんだろうね、具体的には。参考資料が96ページにあるじゃないですかね。4つのグループでやっていただいていますので、4企業が載っているところなんですけど、ここにはそれぞれまた新たな構成員ごとの工事金額が記載されておるんですけど、この内容そのものが同じように総額で54万9,720円が減額ですけど、それぞれが平均して、こういうのは減額になるものでしょうか。

○総務課長 工区ごとによりまして現場が違ってきますので、物によっては増額になっている工区もありますし、場合によっては減額になっている、それを合計したものが今回の54万円の減額ということになっておりますので。

○東委員 総延長が短くなったというのが全体の理由なんですけど、ちなみにそれぞれの金額というのは、どこがどれくらいふえたとか、どこが減ったというのはわかるんですか。

○総務課長 工区ごとのということでございますでしょうか。

○東委員 4者。

○総務課長 4者ですと、永井組につきましては140万2,110円の増額、伊神工業につきましては24万8,670円の増額、林本組につきましては132万4,890円の減額、尾関建設につきましては87万5,610円の減額となっております。

○委員長 ほかに。

○牧野委員 質問じゃないし、総務に聞くことじゃないかもしれないんだけど、6月のものを見ればわかると言われるんだけど、次の議案第23号、議案第24号を含めて、地図とか、どこが縮小という、そういった提示というのはできないものなのかね、今後とも。わかりにくいんですけど、物すごく。北部1のその1、その2と言われても。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時00分 休 憩

午前10時01分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第23号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道  
枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その1請負契約  
の締結について

議案第24号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道  
枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その2請負契約  
の締結について

- 委員長 続いて、議案第23号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業  
公共下水道枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その1請負契約の締結  
についてを議題といたしますが、議案第24号 地方創生汚水処理施設整備推  
進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その2請  
負契約の締結についてと関連がございますので、一括して審査したいと思  
いますが、これに御異議ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号及び議案第24号を一  
括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

- 総務課長 議案第23号及び議案第24号につきまして御説明申し上げますの  
で、初めに議案書97ページをお願いいたします。

平成31年議案第23号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下  
水道枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その1請負契約の締結について  
でございます。

99ページ、100ページには、参考資料といたしまして仮契約書を、101ペー  
ジには特約条項を掲げております。

また、102ページから106ページには特定建設工事共同企業体協定書を、  
107ページには特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書を掲げ  
ております。

続きまして、議案書108ページをお願いいたします。

議案第24号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線  
管きょ布設工事（北部1処理分区）その2請負契約の締結についてござい  
ます。

110ページ、111ページには、参考資料といたしまして仮契約書を、112ペ  
ージには特約条項を掲げております。

113ページから117ページには特定建設工事共同企業体協定書を、118ページ、119ページには特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　両方とも一緒に共通するということだと思んですけど、例えば先に101ページのほうで、参考という形の資料の中に、今、課長さんから話がありました特約条項があるわけですけど、平成30年度の出来高予定額はゼロ円とし、前金払い、部分払いを行わないというふうにあるんですけど。この工事はたしか、予算のときにもあったように、大変厳しい工事なものですから、集中した病院の周り、江南厚生病院の下水工事で、それを2つに分けて一気にやるということで大変厳しいということで、それも1年でやらないかんということで、早目に予算化をして早くから工事にかかりたいという、たしかそういう工事だったと思んですけど。

この特約条項は、こういうのを設けないと、これを見る限りは、平成30年度に限ってという言い方ですよ。だから、これをもし設けないとすると、何か支障が生じることが出てくるんでしょうかね。

○総務課長　12月補正でお認めいただいた補正予算で、債務負担行為として平成31年度に支出とさせていただいた部分です。平成30年度につきまして予算がございませんので、当初、前金払いですと、契約後、工事について4割以内というのが発生しますので、それについてお支払いについては平成30年度はできませんよと、平成31年度になってからお願いしますということで、この特約条項を掲げさせていただいております。

○東委員　これはそういう趣旨だと思っただけ。もしこれが書いていないと、例えば債務負担行為は、平成31年度分のたまたま工事をやるから、でも年数からいくと、正確に覚えていないんですけど、債務負担行為の期間というのは平成30年の12月からでしたかね。それとも平成31年の4月からでしたかね。例えば平成31年の4月からというふうに債務負担行為を打っておけば、基本的には払わないわけでしょう。そういうものでもない。あれはちょっと

覚えがないでいかんのだけど。

- 総務部長 債務負担行為は何月からということをございせんけれども、平成30年、平成31年の債務負担行為ということで設定をさせていただいたと思います。平成30年度に当然契約をしていきますもんですから、予算的な裏づけが必要ということで、債務負担行為という形で補正予算をお認めいただいたものでございます。
- 東委員 だから、そうすると、もしこの特約条項を記載しないと、平成30年中に請求されることも起こり得ると。
- 総務課長 そのとおりでございます。
- 東委員 それを防ぐために。
- 総務課長 そうです。
- 委員長 ほかに。
- 牧野委員 基本的なことで、ちょっととんちんかんな質問かもしれない。こういうJVというんですかね、4者とか5者組んで入札をしたと思うんですけど、それは何者で組んでもいいということと、またはやっぱり安いところで落ちたということなんですかね、この2つの物件。基本的なことですが。
- 総務課長 まず、入札についてでございますが、乙型JVということで、業者数を事前に指定しております。その1でありますと4者構成、その2ですと5者構成ということで、JVを組んでいただくということで、それについて入札をしていただいております。その1でしたら全て4者構成、その2でしたら5者構成になっております。
- 牧野委員 議案第23号は何者入札があって、議案第24号は何者あったんですかね。
- 総務課長 議案第23号、議案第24号、それぞれ3つの共同企業体から。
- 牧野委員 これは4者とか5者で指定して、3つ3つで、うまく分かれていて僕はこれでいいと思う、別に何も、きちっと構成されていていいんですけども、平米単価みたいなものというのは、市がある程度予算でぽんと出してあって、それに合って落ちたということなんですか。
- 総務課長 各案件ごとに設計書を作成しますので、平米単価ではなく工事に対する金額を積算しますので、それに対して予定価格がつきます。その予

定価格に対して入札いただいたということになります。

○牧野委員 わかりました。

議案第22号と議案第23号の落札業者さんが、時期は少しずれているんだけど、かなり一緒なんですけれども、工事的な支障というのはないということで落札したんですよね。確認ですが。

○総務課長 議案第22号につきましては終わって……。

○牧野委員 終わったんだ。終わって少なくなったから。

○総務課長 今年度中に終了いたしますので、議案第23号については、基本的には来年度早々に実施できるように早目に契約させていただいておりますので。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時10分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれの議案ごとで行わせていただきます。

最初に、議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第26号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですけれども、歳入歳出一括で審査をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○行政経営課長 平成30年度江南市一般会計補正予算（第9号）の行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

歳入でございます。

議案書の150ページ、151ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、152ページ、153ページをお願いいたします。

最上段の2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費、補正予算額は5,000万円で、江南市公共施設整備事業基金の積立金でございます。

続きまして、別冊の平成30年度江南市3月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、17款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長　それでは、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時13分　休　憩

午前10時13分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

## 議案第36号　平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）

### 第1条　歳入歳出予算の補正のうち

#### 総務部

#### の所管に属する歳入

○委員長　続いて、議案第36号　平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）、第1条　歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○行政経営課長　平成30年度江南市一般会計補正予算（第10号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

追加議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

9款地方交付税、1項1目1節地方交付税で、普通交付税でございます。

17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　9ページの、これは説明欄のほうですけど、8、9ページというのかな。地方交付税の、正確によくわからなかったので、確認の意味でお聞きしたかっただけですけど。あのとき提案説明の中で、平成30年分の調整額、国の第2次補正の復活というような、私のメモはその程度しか書いていないんですけど、この内容についてもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○行政経営課長　地方交付税は、財源としまして、所得税、それから酒税、消費税等の国税の法定率を掛けまして一定割合ということで決定されます。これが大枠ということで、国のほうが地方財政計画で示されるものということになっています。

ただ、実際に各自治体が財源不足額、これは基準財政収入額と基準財政需要額と、その差し引きの差となりますけれども、その積み上げで積算した内容で財源不足額に比べると、当然乖離が出てくるのが通常でございます。大枠でマクロ的に見たやつとミクロで積み上げていったものというのは、当然乖離が出てくるものというふうになっております。

今回、この調整額につきましては、大枠で見ました地方財政計画で定めております地方交付税の総額が、今回、ミクロで積み重ねました財源不足額、各自治体の不足額を下回ったというところがございますので、その下回った分については、正規で出した交付税額から調整率を掛けまして引いているというものとなっています。それが調整額ということで、正規計算をされていると。

今回、国の2次補正で、国税の収入見込みが増加するという見込みが立っておりまして、2次補正予算で歳入増が国のほうでも今審議されていると。そういう中であって、交付税で調整額ということで落としていた分を復活させたという状況でございます。

○東委員　普通だと、12月に最終的に決まりましたよとって、一般的にですよ、交付税が最終ですよとって出ますよね。今のは、逆に言えば、本来正確には、全国の様子があるんでしょうけど、基準財政需要額に比べて穴があくということなのか、足りないということなんじゃないかな。でも、もと

もと国の原資がなければ出せないような気がするんですけど、それ自体が後から原資になるものが出てきたということになるんですか。

○行政経営課長 税収見込みが原因となっておりますけれども、原資となる税収が、増加の見込みが立ったというところでございます。

○東委員 交付税は5つか、所得税、酒税、消費税もあって5つだったかな。そのうちのどれが税収見込みとして新たにふえたというのはわかるんですか。

○行政経営課長 具体的に、どの税目でどのくらいふえたかというところまでの手元の資料は、今、持ち合わせておりません。

○東委員 それは言わない。交付税の対象になる法定率を掛ける前の総額が、残る分があるというか、余ったという言い方は言い方が悪いか、出てきたということだね、財源として出てきたわけだからという。それは何を理由にそれが起こるんだらうね。どれか税目がわからないもんで、よくわからないですけどね。消費税というのは考えにくいような気がするけど。それは不明ということで、どの部分かということはね。

○委員長 そうです。よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、ほかに質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時20分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時35分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

**議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算**

**第1条 歳入歳出予算のうち**

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

**第3条 地方債のうち**

臨時財政対策債

**第4条 一時借入金**

**第5条 歳出予算の流用**

○委員長 続いて、議案第29号 平成31年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第3条 地方債のうち、臨時財政対策債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○議事課長 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして御説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書の68ページ、69ページをお願いいたします。

歳入はございません。

歳出につきましては、68ページ、69ページから、はねていただきまして、74ページ、75ページの上段までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　よろしければ、質疑もないようですので、続いて企画部地方創生推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願ひいたします。

○地方創生推進課長　地方創生推進課の所管について、予算書の該当ページを申し上げます。

最初に、歳入でございます。

32ページ、33ページをお願いします。中段あたり、13款2項1目総務手数料、1節総務管理手数料、説明欄は地縁団体証明手数料でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いします。中段あたりになります。16款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、説明欄は上から5行目、6行目、地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、その次のページ、56ページ、57ページをお願いします。上段でございます。17款1項1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、その次のページです。58ページ、59ページをお願いします。下段、下のほうですが、20款5項2目雑入、説明欄、1節市町村振興協会基金交付金と、すぐその下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いします。20款5項2目雑入、11節雑入、説明欄では中段あたりに地方創生推進課とございますが、その市勢要覧売捌収入から4行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、歳出でございます。

74ページ、75ページをお願いします。

下表のほうになります。2款1項1目地方創生推進費が地方創生推進課の所管でございます。そこから82ページ、83ページの中段、秘書政策費の手前まででございます。

該当ページは以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○牧野委員　59ページで確認したいんですが、下から3段目の市町村振興協会基金交付金で、地方創生推進課なんですが、これはこちらから、こういうプロジェクトとか、こういうふうに使いたいということで審査を通ってきたものなのか、ある程度割り振りの中でいただけたものなのか。この中身といましようか、制度の申請と交付の手順みたいなものを教えてもらいたいんですが。

○地方創生推進課長　市町村振興協会基金交付金はサマージャンボの宝くじの収益から、市町村振興協会新宝くじの交付金はハロウィンジャンボ宝くじからの収益金からの交付金でございます。

宝くじは都道府県と政令指定都市にしか発売できないため、それ以外の地方公共団体にも宝くじの収益を均てん化し、市町村の振興を図るために、都道府県を通じ販売し、その収益が市町村に配分されるものでございます。

宝くじの収益金は、人口と前年の販売実績に応じて、各都道府県、愛知県とかいろんな県に配分をまずされます。そして、愛知県の場合はさらに均等割31.7%、人口割68.3%という割合で、名古屋市は指定都市でございますので、名古屋市を除く各市町村へ交付される仕組みとなっております。ということで、この金額になりましたという結果でいただいております。

○牧野委員　済みません、愚問で。思い出しました。年々売り上げが下がってきているということ、僕、前の決算書を忘れてしまいましたけれども、やはり何割か減っているものなんでしょうか。

○地方創生推進課長　昨年8月ごろに、ジャンボ宝くじの売り上げが不振だというニュースがございました。8,000億円割れということで、20年ぶりの不振ということでした。ハロウィンジャンボ、秋に発売されるジャンボ宝

くじも、名前はいろんな形で、オータムから変えてみたものの、落ち込んでいるということで、その結果が交付金のほうにも影響しているというふうに考えております。

○牧野委員 具体的には下がっていると思います。

その下のもう一個、同じ市町村振興協会新宝くじ交付金というのは、これは新宝くじというのとは何が違うのか、その差異を教えてください。

○地方創生推進課長 上のほうはサマージャンボ、下が秋に発売されるハロウィンジャンボ宝くじ。

○牧野委員 下がハロウィンで、上がサマージャンボなんだ。

○地方創生推進課長 発売というか、販売規模が違うということから、交付額も大分違ってきます。

○牧野委員 わかりました。

○伊神委員 77ページの下段のところのPR事業ですけど、ここでPR大使の委嘱及び各種のPR活動とありますが、今、このPR大使というのは何人いるわけですか。

○地方創生推進課長 まず、一組目がX+（えくすと）という音楽のグループは、お二人で一組ということと、次、お二人目が浜千代みはるさんということで、人数でいくと3人ですけど、二組という認識でおります。

○伊神委員 この二組の年数ですね、契約年数といえますか、それは何年でやっておられますか。

○地方創生推進課長 PR大使の設置要綱上、委嘱期間は3年以内ということで、委嘱する際には既に決まっております、X+（えくすと）は平成30年3月末日まで、浜千代さんは……。

申しわけありません。X+（えくすと）が平成32年3月31日まで、浜千代さんが平成33年3月31日、1年ずれております。

○伊神委員 報酬というのはどういうふうになっておるんですか。

○地方創生推進課長 PR大使の活動そのものについては報酬はございません、無報酬ということで。ただ、必要な備品なり消耗品を支給することができるということで、PR大使の名刺をつくってお渡しして、いろんなところで江南市のPRをしていただいているというところでございます。

○山委員 79ページの歳出の部分ですが、公募型協働支援補助金で19万5,000円ということで、3事業の申請があって、そのうちの2事業が公開審査で認められたということで、こういう予算計上をされていると思うんですけど、過年度と比べると申請の件数が減ってきていると思いますし、金額も減って、ちょっと下火になってきちゃっているような感じがするんですけども、この辺をもうちょっとてこ入れして市民活動をサポートしていくというようなお考えがあるかと思うんですけど、難しいかなと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○地方創生推進課長 その課題につきましては、市民協働・市民活動推進協議会のほうで既に検討と議論に入っております。少し時間をかけて、この補助金を生かせないかということで検討している途中でございます。

○山委員 補助金ですので、ずっと何十年もということでないし、市民活動が活発になるための手助けという趣旨だと思うんですけども、いろんな方に活動してもらいたいと思うので、その辺はよく御検討いただければと思います。

それから、次のページですが、81ページの地域団体支援事業ということで、まちづくり協力金ということで2,275万7,000円が計上されております。東猴委員がライフワークで取り組んでおられる広報「こうなん」の配布の、以前は委託料というふうに呼んでいたと思うんですけど、その分がかなり含まれていると思うんですが、予算を計上するための積算というか内訳というのは、例えば広報を配ってもらう、回覧板を回してもらうことに対して幾らとか、均等割だとか世帯数割だとかあると思うんですけど、その辺がどうなのかということと、先日の本会議の一般質問の中でも、江南市は町内会・自治会への加入率が相対的に他の自治体と比べて高いというようなお話も聞きましたけれども、住民基本台帳に登録されている世帯に対してどれぐらいがカバーされているのかとか、その辺、何か問題点というのは出てきていないんですか、最近は。戸建てのうちだったら割と協力してくれるところは多いと思うんですけど、そうでないところもあると思いますが、そのあたりはいかがですか。

○地方創生推進課長 まず、まちづくり協力金のほうですが、こちらは自治



会に対し、ともにまちづくりをやっていく上で必要な活動に充ててもらうために、協力していただいたこと全般に対してということでございます。広報がとか、ポスターがとか、回覧が幾つだとか、そういう積算ではございません。ただ、お支払いする積算上では、広報の配布数に一定の単価を掛けたものを積算上使っているということでございます。ですから、まちづくり全般の協力に対してお支払いしているという認識でございます。

また、自治会の加入率につきましては、本会議でもそのようなお話がありました。実際には、積算の数字を出したのが、分母が住民登録の世帯数で、分子を広報の配布世帯数という形で出したものでございます。実際は、住民登録上は2世帯でも広報は1部というところが多いということで、若干もう少し数字的には上がるんじゃないかなと思っております。

ただ、区長さん、町総代さんからは、特に新年度の切りかえのときに、加入の会費を集められないとか、入っていただけないというような御相談は、ある程度あります。皆無ではないという認識です。その都度、自治会の加入なんで、なかなか一緒に行くということもできないわけですけど、お悩みを聞いているところで、こうしたほうがいいんじゃないかなというようなアドバイス、自治会に入ったメリットなどを訴えてはどうかなというようなお話は、自治会の役員さんにはお話しすることはございます。

○山委員 自治会に加入していない世帯に対しては、基本的には広報は配布されていない場合が多いんですかね。

○地方創生推進課長 役員さんには、自治会の加入の有無にかかわらず配布していただきたいという願いはいたします。ただ、なかなか現場では、そういう仕組みというんですかね、入っていないところまでというのは難しいとも聞いております。特に回覧は難しい。広報は配っても回覧はなしというところもあるようでございます。

○山委員 アピタとか、ああいう大型商業施設とかコンビニだとかに、ラックですか、これも先日の一般質問であったと思うんですけど、そういったものを置いたりとかはしているんですか。置く予定とか、依頼とか、そういうことは考えていないんですか。

○地方創生推進課長 コンビニなどに置いたらどうかということで、業者さ

んですね、ラックも無料じゃなくて、1つ置くと幾らということになると思いますが、そういった御提案はございますが、今のところ公共施設と駅とか金融機関などに置かせてもらっているという状況でございます。

○山委員　それは結構高いんですか、民間の施設に置かせてもらおうと。

○地方創生推進課長　手元に今すぐはお話しする資料を持っていないんですけど、結構な額がしたというのは覚えています。

○山委員　広報を一軒一軒、町内会を通じて依頼して配るということが難しくなってくるというのは容易に想像できるので、そういう民間の施設に、お金がかかっても置くというようなことも今後の検討課題としてよく調べていただきたいなということを要望しておきます。これ以上話すとだんだん話がずれてきますので、この質問はここまでにさせていただきます。

その下、同じ81ページの下のふるさと納税の問題ですが、これも議案質疑や一般質問でよく話題になるんですけども、返礼品というのは3割以内というルールがあって、今度、それが法制化されるということで、必ず従わなきゃいけないと思いますし、江南市はそれに従って今までやってきていると思うんですけど。返礼率が25%ぐらいだと思うんですけど、恐らく。納税していただいた方にお返しする分は、その二十数%の返礼品かもしれないんですけど、それに伴って、例えばクレジットで寄附してもらったら手数料が若干かかるし、あと郵送料とかいろいろな事務的な経費がかかると思うんですけども、そうした経費というのは幾らぐらいかかっているんでしょうか。

○地方創生推進課長　当初予算で御説明いたしますと、収入が、寄附金が1,000万円に対して支出のほうが、これは当初予算ということですが516万4,000円、差し引くと484万6,000円ということになっております。

○山委員　そうすると、1,000万円を見込んでいて、それに対する経費が返礼品を含めて約500万円ちょっとあるということですから、返礼品は江南市の場合には二十数%程度ですので、郵送にかかる経費だとか人の手間、人件費だとか、あるいはクレジットの手数料だとか、そういったものを含めて500万円程度かかるということなんですか。

○地方創生推進課長　人件費のほうは、ほとんど委託していることからかかっていないというふうに考えておりますので、半分ぐらいはかかる、25%と

委託会社へ12%と消費税を払うことができますね。

○山委員 わかりました。今年度から、さとふるでしたか、ふるさとチョイスでしたか……。

○地方創生推進課長 さとふる。

○山委員 に変えたんですかね。そのサイトに対しても手数料を払いますよね。だから5割。結局、今の1,000万円規模のさとふると納税しかなかったら、半分ぐらいはいろんな経費で消えてしまうという理解でよろしいですか。

○地方創生推進課長 予算上はそういう形になります。実績としては、高額の寄附が集まれば、もっと差し引きは残るということですが、比較的の小口の寄附が多いということから、こういうふうになっております。

○山委員 私ばかりがしゃべっていてもいけないので、これでこの課は最後にさせてもらいたいんですけど、83ページですか。地域連携事業で、予算額としては非常に小さいんですけど、リニア新幹線の同盟会の分担金で、毎年、6,000円ですけど、支出しているんですけども、こういうリニア開業に向けた動きというの、情報収集して、そのことをうまくチャンスにしていかなきゃいけないと思うんですけども、こうしたことについて情報収集だとか何かというのは、シティプロモーションを意識してやっておられるんですか。

○地方創生推進課長 同盟会のほうは、年1回総会がございますので、そこで前年度の事業実績を承認いたします。改めてその年の事業を認めていくというような総会がございますが、開業自体は特に変わらず順調に進んでいるという認識でございます。おくらしているという情報は、正式なルートでは入っていません。この機会に、リニア中央新幹線が通った場合、愛知県の潜在的なポテンシャルも高まるというような指摘がございますので、江南市の地理的なメリットを生かしたまちづくりができないか、PRができないかということで、その点も踏まえてPR活動はしております。

○牧野委員 83ページを確認で、ちょっと忘れていました。83ページの一番上のまち・ひと・しごと創生総合戦略で、報償費、委員謝礼で10万円とありますが、今は何人の委員がいて、何人にこの謝礼を払っているのか教えてほしいんですけど。

○地方創生推進課長 構成は10人でございます。1回、半日当というか半日につき5,000円で、予算は2回を予定しておりますので、10万円という積算でございます。

○牧野委員 これは議事録だとか何か、どこか公表していたんですかね。それとも、私が見損なっているのか、それはどうなっていたんですかね。

○地方創生推進課長 議事録については、完成次第、ホームページに全て載せてございます。

○牧野委員 勉強不足で済みません。

これはいつまで、期限で切っていたんですかね。また2回目も続けるんでしょうかね、第1次、第2次とか。

○地方創生推進課長 江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少に歯どめをかけるとか、住みよいまちを確保するために、平成31年度までという短期間の計画となっております。同時に、総合戦略は今年度からスタートいたしました第6次総合計画と整合性を図りつつ策定してまいりました。総合戦略の4つの基本目標も総合計画の各目標と整合しており、総合戦略の計画期間後は、総合計画を推進していくことで、この総合戦略が描く全ての世代が互いに支え合う生活都市の江南に近づけていくというふうに考えております。

○牧野委員 ということは、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、この5年で一回、平成31年度で結審して、また今度、総合戦略の中で、人口減少、子育て支援を考えていくという、この会としては一旦これで終わるということでしょうか。

○地方創生推進課長 ただいまの時点ではそういう考えでございますが、前回のように国のほうが各自治体に……、そういう話になるとわかりませんが、同じ中身のものでありますし、総合計画をしっかりと推進していく中で、江南市の創生、地方の創生を実現していきたいなと思っております。

○委員長 ほかに。

○伊神委員 79ページの中段の市民活動推進事業の中の委託料についてお聞きしたいんですけど、その中の講座開催委託料というのは、何件分の委託料を見ているわけですか。38万2,000円というのは。

- 地方創生推進課長　講座は最低4回を見込んでおります。今年度も委託先のNPOさんが積極的に、こういうテーマでやったらどうかという御提案もあって、回数はふえることはあります。減ることは絶対にありませんが、予算としては4回を見込んでおります。
- 伊神委員　その予算ということですね。
- それと、先ほど山委員からありましたけど、公募型協働支援補助金の19万5,000円というのは、これも何件を見込んでの予算になっているわけですか。
- 地方創生推進課長　既に募集をいたしました、議会のお許しを得て募集したところがございますが、募集に対して不採択の事業があったことから、2件、2事業に対しての補助金でございます。1件目が10万円、2件目が9万5,000円ということで、予算もその数字に合わせて、不用額がないようにぴったり合わせて計上をさせていただいておるところでございます。
- 東委員　先ほど牧野委員が言っていたまち・ひと・しごと創生総合戦略の話ですけど、市の考え方は第6次総合計画に引き継いでいくような趣旨だということですけど、これは国のやることだからよくわからないですけど、また新たに国自体も、これは平成31年までということになっておるものですから、新たな動きとかそういうのも、今、何かありそうなきさような話ですけど、そういうのは何かあるんですか。
- 地方創生推進課長　国のほうは、まち・ひと・しごと創生基本方針2018というのがあるんですけど、その中で平成32年度以降も国としての計画を策定していくということで、今、その作業に入っているということは承知しております。
- 東委員　具体的に、平成27年からやりかけた……、平成26年につくったんですよね、江南市の場合は。地方に対してどうなるかというのはまだ決まっていないんだ、今のところは。
- 地方創生推進課長　そのとおりでございます。先ほど申し上げた繰り返しになりすけれど、総合計画を力強く推進していくことで実現していきたいと考えておりますが、また国のほうから新しい指示なりが来ると、どうなるかわからないということで、その辺は不明だということですが、今のところの方針は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○東委員 ややこしいね、第6次総合計画で持っておるわけだで、こちらは、またダブってくるということになると。

それともう一点、先ほどのふるさと寄附事業で、前にも聞いたのか、私、覚えがないで。説明資料で事業費が振り分けられておるじゃないですかね。説明資料があって、それぞれ事業は、それぞれの別の課がやっておるわけですけど、この考え方を確認したかったんですけど。ことしは、このふるさと事業で766万1,000円を振り分けて、4つの事業に振り分けておるわけですけど、希望分野のところだけを限って見れば、全額じゃなくて、一般で何でもいいよという区分けがされておるんですけど、これを主に今回は4つに、正確には5種類の事業に充当があるわけですけど、これの充当の仕方というんでしょうか、この事業にこれは振り分けていくという考え方の基準はどういうふうになっているか。

○地方創生推進課長 実際の作業的には、予算編成から行政経営課のほうと相談して、どこの課にどんな事業があるかということをお伺いして一緒に選定しているというところなんです。その中でも、できるだけ寄附の形が見えるものに使いたいなあという。なければしょうがないんですけど、内部事務で終わってしまうよりは、寄附された方が江南市にまた来たときに、自分の寄附がこんな形で生かされているんだということが実感できる形のものもいいなあと思ってやっているんですけど、ない場合は、今回もあれですけど、開催事業とかいう形のものもありますので、できるだけ残るものをお願いしていきたいなと思いつつも、そういう事業、適当な事業がない場合は、行政経営課と相談しながら、担当課も交えて相談しながら選定していくというところがございます。

○東委員 この資料を見る限りは、一応は希望分野というくくりで、まちづくり分野だとか、ひとづくり分野というふうに分けられまして、この説明資料を見る限りはですね。例えばまちづくり分野でいくと、都市公園の整備事業で、今回、あれは勝佐か、最勝寺跡の公園整備というのが財源として事業費に振り分けられておるわけですけど。希望分野というふうから見たときに、あるいは教育だとコンピューターのタブレットの借り上げ料などにと振り分けるんですけど、市のほうは希望分野を4つに分けて、こういうふうに記載

されてある。具体的に事業名が明確にされてくるわけですけど、ここまで指定するような場合の寄附なんていうのもあるんですか。例えば教育関係に使って、コンピューターのあれに使ってほしいとか、そういうところまで。

○地方創生推進課長　　あります。それはこちらから求めているところではなくて、通信欄のようなところで、出身校のところに使ってほしいとか、そういう希望はお伺いして、可能な限りそこへ充当したこともございますが、おおむね分野ごとに選んでいただくということで希望を伺っております。

○東委員　　市政一般への活用という区分けにしかやりようがないというのが、ここに出ていますよね。そういう場合は、またそれぞれ上乘せをして振り分けられておるわけで、それは先ほどの担当部署との、担当課と、行政経営課も交えた相談の上に、結果的には振り分けられていくということになっておるんでしょうかね。

○地方創生推進課長　　各分野の寄附額に応じて案分しています。

○東委員　　数字にね。

○地方創生推進課長　　数字にです。多いところは、さらに多くということ。

○委員長　　それでは、質疑も以上とさせていただきます。

　　続いて、秘書政策課について審査をいたします。

　　当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○秘書政策課長　　それでは、秘書政策課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきます。

　　別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

　　最初に歳入でございます。

　　62ページ、63ページをお願いいたします。

　　63ページの中段、20款5項2目11節雑入のうち、説明欄中段、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料まででございます。

　　続きまして、歳出でございます。

　　少しはねていただきまして、82ページ、83ページの中段をお願いいたします。

　　2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等から、92ページ、

93ページの上段、3目の市民生活費の前まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○牧野委員　87ページでお聞きしたいんですが、一番上の資格取得事業15万円で、補助金15人ですから1人1万円ぐらい。どういった資格に対してなのか、毎年これぐらい、15人ぐらいがもっと、傾向も聞きたいんですが、ここ二、三年の。

○秘書政策課長　こちらの資格取得事業につきましては、委員おっしゃるとおり、1万円の補助となっております。その項目でございますが、例えば学芸員、介護福祉士、社会保険労務士、宅地建物取扱主任者等の資格を取得した場合にということで、要綱のほうで決められております。

平成29年度実績については、10件の交付のほうを行っております。平成30年度につきましては、今のところ15件の申請を行っております。その内容でございますが、防火管理者であったり衛生管理者等、あと大型免許等の取得で交付のほうを行っております。

○牧野委員　資格を取って、例えば業務に貢献度が上がったような場合に対する報酬というものが、多分、賃金制度の中で見ているんでしょうけれども、そういったことは検討されたことはないんですかね。検討されているんですかね。

○秘書政策課長　現在のところは、そのような検討のほうは行っておりません。

○牧野委員　僕は1万円が高いか安いかはわかりませんが、僕はかなり安いとは思いますが、資格によっては時間とお金がかかるものが結構あるんです。でも、これは強制じゃないですからね。ですから、その見直し……、難しいんですよね。難しいんです。例えば10万円かかった、5万円かかった、そのあるパーセントで補助するというようなことも検討されたことはないんですかね。

○秘書政策課長　あくまで、この資格取得事業につきましては、職員の自己啓発、または資質の向上というようなことで、職員力を高めるというような



趣旨でやっておりますので、例えば業務に必要な免許であれば、担当課においてしっかりそれは予算措置すべきものであるというふうに考えております。

○牧野委員　　もう一個、聞きたいんですが、下のその次にインターンシップ事業、旅費と書いてある。これはもう少し内容を説明してほしいんですが。

○秘書政策課長　　インターンシップ事業につきましては、学生に職場体験をしていただくというようなことで、大学のほうから江南市に職場体験をしに来ていただくというようなことで、この普通旅費については、大学を訪問する旅費となっております。

実績でございますが、平成29年度が9人、平成30年度が8人の方に来ていただいております。大学生というようなことで、夏休み期間に来ていただくというようなものでございます。

○牧野委員　　いいことだと思うんですけど、これは何か就職活動の一環みたいな側面があるんですか。それとも、それとは全く結びつかないものなんですか。

○秘書政策課長　　それは学生さんが判断することになるんですが、学生さんにとってはいい経験になるというふうには考えております。

○牧野委員　　夏休みのインターンシップ、何日間ぐらい、どんなような業務をさせているのか。具体的な話が、一、二例挙げていただければと思います。

○秘書政策課長　　例えば生涯学習課におきましては、歴史民俗資料館のほうで歴史のことをやったり、公民館に行ったりというようなことで、そのようなことを行っております。

○牧野委員　　何日間ぐらい。

○秘書政策課長　　6日間程度でございます。

○委員長　　ほかに。

○伊神委員　　85ページ中段の布袋駅東複合公共施設整備事業ですけど、この委託料のアドバイザー業務委託料ということで、今年度、434万7,000円ですけど、過去、平成29年度と平成30年度の2年間で約3,000万円の委託料が払われておりますが、その委託料の効果というか、結果というか、何に決まったのかとか、どういう仕事をやっておられるか、わかる範囲でお答えしていただければと思いますが。

○秘書政策課長　このアドバイザー契約につきましては、平成29年度から平成32年度までの4カ年の継続費として、総額約4,000万円弱というようなところになっております。

江南市にとりましては、このようなPPPを活用した複合公共施設を整備するというようなことは初めてでございますので、このアドバイザー契約の助言を伺いまして、適切に処理をしていくというようなところでございます。

○伊神委員　結果というのは、まで一つも出ていないわけですか。結果というか、こういうふうにするんだという。

○秘書政策課長　今回、基本計画の見直しということでやっておるんですが、その見直し案というのを作成していただいたり、あと民間事業者からの進出意欲等も調査していただいておりますし、まだ正確には出ていないんですが、VFMについても算定のほうをお願いしておりますところでございます。

○牧野委員　89ページでちょっとお聞きしたいんです。中段ですけど、安全衛生事業、産業医謝礼で96万円ですけれども、この産業医の勤務日数と、その相談件数というのは大体年間、平成30年度はわかりますでしょうか。

○秘書政策課長　こちらの産業医につきましては、月額8万円の12カ月分というようなことで、月1回、産業医の方に来ていただいて、面接、相談のほうを受けていただいております。

実績でございますが、平成28年度から申し上げますと、平成28年度が59人、平成29年度が60人、平成30年度が1月までで42人という実績でございます。

○牧野委員　この59人から42人、疾患というか相談のトップ1、2、3ぐらいって何かわかりますか。

○秘書政策課長　一番多いのが精神的なものということで。

○山委員　今、産業医の問題が出ましたので関連してお尋ねしたいんですが、現在、休職者、長期に休まれている方は何人いらっしゃるのか、原因がどうということなのかということと、復職に向けた支援というのはどういうふうにするのかということ。

○秘書政策課長　現在、休職者については6人おりまして、外科的なものが1人、精神的なものが5人という内訳になっております。

復帰に向けて産業医の方、月1回の面接の折に来ていただいて、相談をしていただくというような取り組みは行っております。

○山委員 外傷というか、けがというのはわかるんですけど、精神的な問題だったら、なかなか休職中に職場に出てきてくれというのが難しい方も、そういう方はいらっしゃるんですか。そういう方はお医者さんのほうに直接行ってもらうとか、そういうこともやっているんですか。

○秘書政策課長 おっしゃるとおり、出てこられない方も中には見えます。そうした方は、自分で通っている医者があるものですから、そちらのほうで治療しておるといところでございます。

○山委員 それから、この上の段のほうに行きますけど、同じく89ページで、職員の厚生費、福利厚生で374万円余りですけれども、私が議員になった当初というのは、10年以上前だったら、もっとこれの倍以上あったと思うんですけど、大分絞られてきてはいるんですけども、とはいうもののある程度の福利厚生もしていけないといけないと私は思っているんですけども、この福利厚生の水準というのはどの程度が妥当だと考えて、こういう予算措置されているんですか。

○秘書政策課長 まず、こちらの予算の金額の根拠でございますが、職員組合のほうに、こちらは交付しておるものなんですが、職員組合で行っておる厚生事業などの対象経費の2分の1に加え、福利厚生室借り上げ料の10分の9を補助しておるといようなものでございます。

金額が下がったというようなお話でございますが、これについては組合のほうの事業が縮小したのではないかというふうには考えております。

○山委員 福利厚生というのは、先ほどの残業時間の問題でもそうですが、自治体ごとで、組合とも交渉しながら、相談しながらということだと思っておりますけど、他の自治体がどうかとか、そういった比較というのはされたことはないですか。

○秘書政策課長 直接比較ということはあれなんですけど、同じような感じでやっておるものというふうに考えております。

○山委員 続きまして、その上のところに行きますけど、特別職の報酬審議会ですけれども、2年に1回のペースでということが、ずっとこの間言われ

ていて、今年度、平成30年度はなかったんですけど、来年度、予算措置されているんですけども、以前も各派代表者会議のときに、私、申し上げたこともあるんですけども、名古屋市にしても、愛知県にしても、ほとんどの自治体で、この会議というのは公開されていると思いますし、議事録は江南市でもアップされているんですけども、逆に非公開にする理由というのが私はよくわからないんですけど、これは、この会議で委員長が諮って決めることかもしれないんですけど、その辺についてはどうお考えですか。ずっと非公開なんですよね。

- 秘書政策課長      こちらについては、なかなか委員の方が率直な意見が言えない等ございますので、最終的には委員長が判断することというふうには考えておりますが、そのようなことで御理解いただきたいと思えます。
- 山委員           でも、愛知県でも名古屋市でも公開されているんですよ、恐らく。愛知県は間違いなく公開されています。全く同じようなことを審議しているわけで、率直な意見が言えないというふうなぐらいの人だったら、こんな委員をやらしてもらわなくても結構だと私は思うんです。充て職でやっている人は多いけれども、この辺は議員の身分のあり方というのを最近よく言われているんで。
- 秘書政策課長      そのあたりは、委員長さんと相談しながらというところで、お願いいたします。
- 山委員           戻りまして、87ページですけども、臨時職員に関連して、不当要求の、いわゆるクレーマーの対応をしてもらえる方ということで約500万円弱の予算が上がっていますが、この方というのは環境課と福祉課でしたか、配置されていると思うんですけど、勤務実態とか対応、いわゆるクレーマーと言われる方とか、難しい問題の対応の状況というのはどうなっていますか。
- 秘書政策課長      まず、件数で申し上げますと、平成28年度が199件、平成29年度が287件、平成30年度が1月末現在で265件というような相談というか対応のほうを行っております。

このクレームというか不当要求でございますが、特定の方が多いと、特定の方に対応することが非常に多いというようなことで、このあたりについては、福祉課や、また庁舎管理をしている総務課、また秘書政策課と相談をし

ながら、対応のほうは検討しておる最中でございます。

○山委員　結局、このクレーマーと言われている方の相談と、もめごとというのは、後で検証したり、当局側の立場をきちっと示せるように、相談の記録とか、メモとか、録音とか、そこまでやっている。

○秘書政策課長　そちらの方は当然、記録のほうをとっていただいて、決裁のほうで回しております。

○山委員　ここも含めて全般の話になるんですけども、非正規職員、臨時、パートとかと言われる方が多いということはおねがね指摘してきたんですけども、再来年度、西暦でいうと2020年度から会計年度任用職員の制度が新しくスタートしますので、2019年度の中で募集をかけていく準備していくということが求められるんですけども、それに対する対応というのはどう考えておられるのか。要するに条例の制定ですね、そういったことはどうお考えですか。ここの予算には直接入ってこないかもしれないんですけども。

○秘書政策課長　会計年度任用職員につきましては、当初予定では、この3月定例会で条例案のほうを上程する予定でございましたが、なかなか国のほうから詳細なものが示されてこないというようなことで、愛知県下どこの市町村も非常に困っておるといようなことで、愛知県下どこの市町村も、もともとは3月定例会でというようなことを考えておったんですが、今現在は6月、または9月定例会でというような方針になっております。

○山委員　条例案みたいながない。

○秘書政策課長　はい。

○東委員　人の数の問題で、当初予算のところでは、ことしが昨年と比べれば職員数は681名、去年より1人ふえますよというのがありましてね。退職者の関係と新しく採用される方との差し引きでね、37人と38人というのが、そういうメモがしてあるんですけど。ことしは1人ふえてということがあるんですけど。本会議でいつも議論になるんですけど、今、山委員のほうからも非正規職員と正規職員の関係の話が出ましたけど、その辺が難しいなといつも思うんですけど。私が本会議でもいつもお願いしておる保育園の関係の正規職員の配置の問題が、なかなか改善できないんで厳しいなというのがあるんですけど。

その辺のところというのは、今後のことを考えていった場合、もちろん採用しても退職ということはあることだもんで、これもなかなか難しいんですけどね、人との関係だもんですから。その辺では、これからの見方として、どうしても仕事としては年度年度というふうにならざるを得ないんですけど、総合計画なんかにうたってあるような仕事を見ていった場合に、人の配置の今後の計画の考え方というかな、その辺はどういうふうになるんでしょうかね。

○秘書政策課長 保育職につきましては、特に重点的に配置していかなければならないというようなところで考えておりまして、今年度につきましては、採用のほうを15人しております、1人辞退があったものですから、14人、4月1日に採用することになると。

○東委員 14人。

○秘書政策課長 14人です。1名辞退があったものですから、14人というようなことになっております。

また、この保育職につきましては、パート職員から正規職員に切りかえていくというようなことで、特に重点的に多く採用のほうは行っているというような状況でございます。

○東委員 具体的に、何年か長い期間を非正規職員の立場で担っていただいているところもありますよね、職場の事情で。そういう人たちが例えば正規に異動していくとか、一時期そういうときがあったような気もするんですけど、そんなようなことも本来は考えられるんでしょうか。

○秘書政策課長 採用については、年齢制限等があるものですからあれなんですけど、中には若い職員の方で、パート職員で勤めてみえた方が採用試験に来られるというようなことはございます。

○東委員 あともう一点ですけど、先ほども出た本会議で布袋駅東複合公共施設の議論がありましたけど、我々には計画書が示されまして、現時点で公共の部分の床面積を7,000平方メートルにしていくということで、当初と大分大きく変わってきたわけなんですけど。本会議では、実際に一番最初に我々に示された、最初はPFIだったから、その方針でいくと、本来のVFMが、あの当時は12.7とか、そういう数字が示されたわけでありまして、

今回、規模的にも、最初は公共部分が2,000でしたからね、全体は民間のほうが大きかったわけでありませうけど。

難しいなと思っておったのは、今回、建設のやり方が、当初は全部一括して民間が請け負って、民間につくってもらって、その後に公共が、最初は床を借りるという考え方だったんですけど、その後に部分的には図書館の移転が決まって、その部分は買い取るということになったわけですけど、またさらにそれが変化して、今回の方針でいくと、図書館も含めて公共部分が約7,000平方メートルになると。共通部分を入れて7,000平方メートルでしたかね、七千幾つかね。

そういう中で、公共部分は直接の請負という方式だと、いわゆる買い取りではなくてという説明があったわけですけど。そのやり方というのは、もう少しよくわからなかったのは、実際に工事請負は、公共部分は江南市、民間の部分は、民間が自分のところで自分の資金をというところが違うわけですよ。考え方は、今の考え方でいくと、同じ一つの業者が、民間部分は民間で自分の資金を使う、公共部分は市からの公金で請負という形でやるんだということなんですけど。

そういうのは、方式としては、公共部分のところに、本来なら江南市と民間との、民間というのは、一般的には公共事業のやり方は直接の請負形式ですから、市のいろんな内容、仕様書だとか、工事の実際の建物なら建物の中身について言及できる、口が出せるといいんでしょうか、そういうものになるんですけど、そこがどうも非常に複雑な言い方がこの前あったんですけど。結局はどこまで言えるというのがあるわけですけどね。直接には工事請負という方式でやるにもかかわらず、民間の判断でその部分が、どうしても全部が全部、普通の公共事業のようなやり方で、設計図書が別に江南市が設計をやるわけじゃなくて民間がやるという言い方でしたから、そうなるまでの部分まで公共の側が意思が働くのかということですけどね。その辺はどういう整理をすればいいんでしょうかね。何か区分けがあるんですかね。

- 秘書政策課長　民間事業者が整備するというようなところがございますが、それはあくまで要求水準書に沿った形で整備をしていただくというようなことになってきます。

今、売買なのか請負なのかというようなお話がございましたが、これにつきましては、スキーム的には売買であっても請負であってもいいんですが、ただ国の補助を受けるに当たっては、請負のほうが出来高によって支払っていきますので、請負ですと出来高で支払っていきますので、交付金をとるときに漏れがないだろうというようなことで県のほうから助言をいただきまして、請負になったというようなところでございます。

○東委員 形は、そうすると公共部分も全部一括して、民間の部分も公共の部分も要求水準書に基づいて工事が行われるわけですけど、そうなるともともとの当初PFIで、全て建物全部をつくってもらうというときの要求水準書と基本的にレベルは一緒ということなんですか、考え方として。

○秘書政策課長 そのとおりでございます。

○東委員 そうすると、図書館が入り、保健センターが入りと、あと子育て支援センター部分がというふうにあるわけですけど、本来、直接の請負の形式の我々のイメージでいくと、市がきちっと出す設計図書に基づいて工事をやってもらうというよりも、もう少し中身が曖昧な部分が出てくるということにならざるを得ないような気がする。その辺はどうなんでしょうかね。そうならざるを得ないということなのかな。

○秘書政策課長 その辺は、あくまで要求水準書の性能発注というようなことになってきます。

○東委員 その辺はこれからの話で、わかりました。

現在の新しいスキームが一定示された。まだ正式に決まっていないで、よくわからないんですけどね。あのときも合築方式の場合なら、例えばVFMで幾つかと出ましたし、分離の場合でも出ました。もっと低い数字で出たわけですけど。現状でいくと、本会議だと、9月定例会に債務負担行為を行うので、当然それまでの段階では示されるでしょうということでしたよね。あのときの部長さんの答弁は、それまでは当然出てくるでしょうと。現時点では、この前の我々に配られた今後の事業手法だとかスキームが出されましたけど、この段階ではまだ出てこないんですね、そういうVFMとか。

○秘書政策課長 VFMにつきましては、発現する、VFMが出るということだけはしっかり確認をしておりますので事業のほうは進めております。ま



た詳細な数字につきましては、出次第、議会のほうにもお示ししたいと考えております。

○東委員 出次第ということだけど、実際には、普通、これぐらいのスキームで、これをやりましようとなったら、よく選ぶ話ね、このスタイルならどれぐらいのVFMだと、このやり方ならどのVFMだというのが示されるような気がしておったんだけど、それはどこの段階で出てくるんですか。

○秘書政策課長 今年度中には詳細な数字も……。

○東委員 つまり平成30年度中には。

○秘書政策課長 平成30年度中には。

○東委員 出てくる。

○秘書政策課長 はい。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○牧野委員 93ページを少し聞きたいんですけど。これは質問というか確認です。布袋ふれあい会館の委託……。

〔「それは次のところですよ」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員 間違えました。

○委員長 では、ほかにないようでございますので、以上で秘書政策課についての質疑は終了とさせていただきます。

続いて、市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○市民サービス課長 それでは、議案第29号のうち、市民サービス課の予算について説明をさせていただきます。

最初に、歳入について御説明をいたしますので、平成31年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の24ページ、25ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び同開館目的外使用料（自動販売機）でございます。

4枚はねていただきまして、32ページ、33ページの中段をお願いいたします。13款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料ほか3件でございます。

次に、2枚はねていただきまして、36ページ、37ページの最下段をお願い

いたします。14款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金及び交付事務費補助金でございます。

2枚はねていただきまして、40ページ、41ページの中段をお願いいたします。14款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

2枚はねていただきまして、44ページ、45ページの下段をお願いいたします。15款2項1目1節総務管理費補助金の市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

3枚はねていただきまして、50ページ、51ページの中段をお願いいたします。15款3項1目1節総務管理費委託金の人権啓発活動地方委託金でございます。

その下、1つ飛ばしまして、3節の戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

5枚はねていただきまして、60ページ、61ページの中段をお願いいたします。20款5項2目10節電話料収入の市民サービス課分、電話使用料（支所）でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、63ページの中段をお願いいたします。11節雑入の市民サービス課分、地方庁推奨事業費助成金ほか4件でございます。

続いて、歳出について御説明を申し上げますので、大きくはねていただきまして、92ページ、93ページの上段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費でございます。このページの布袋ふれあい会館高齢者対応事業から、99ページの上段、市民相談員事業まででございます。

続きまして、その下でございます2款1項4目男女共同参画費の男女共同参画懇話会事業及び男女共同参画推進事業でございます。

次に、大きくはねていただきまして、146ページ、147ページ中段をお願いいたします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。このページの人件費等から153ページの中段、住民基本台帳等窓口事業（支所）までが市民サービス課の所管となります。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○牧野委員　　これは確認です。93ページのふれあい会館なんですが、13節の消防設備点検委託料というのは、これは地元の業者でやっているのかということと、年に2回しているのか。まず、その確認です。

○市民サービス課長　　消防設備の点検委託料でございますが、こちらは見積もりを2者からとっておりまして、業者を決定しております。平成29年度につきましても、有限会社エムアイ防災というところと、平成30年度につきましてもは有限会社愛知防災という業者に決まっております。地元の事業者でございます。

○牧野委員　　検査は年に2回ですか。

○市民サービス課長　　年に2回の検査を行っております。

○牧野委員　　わかりました。法定点検だと思うんですけど、入札するとすごく安いんだなということをしみじみ感じておりまして、これでやれるんだということが勉強になりました。

その下のエレベーター保守委託料30万5,000円ですが、これは地元じゃないかもしれませんが、毎月やっているのでしょうか。

○市民サービス課長　　エレベーターの保守委託料につきましても、エレベーターの点検については毎月実施をしておるということでございます。

○牧野委員　　ちなみに業者は市内ですか、市外ですか。

○市民サービス課長　　平成29年度の業者から申し上げますが、平成29年度の業者は三菱電機ビルテクノサービスという業者でございます。平成30年度の業者につきましてもはジャパンエレベーターサービス東海株式会社というところで、いずれも市外の業者です。

○牧野委員　　これも入札なんですけれども、私の感覚では極めて安い。

これはちょっとまた聞いていいのかわからんけど、本庁舎のエレベーターの保守点検とは違う業者なんですかね、これは。

○市民サービス課長　　この布袋ふれあい会館のエレベーターの保守点検は、これだけを単独で入札しておりますので、本庁舎の業者とは別の業者だと思っております。

○牧野委員　できてまだ十数年ですから、ほとんどまだ部品交換程度で済んでいると思うんですが。本庁舎は古いので、本庁舎が大体平均単価だなと私は思って比べて。布袋ふれあい会館が余りにも安いんで、消防検査も、このエレベーター保守も。それで受けていると。業者は市内では受けられないので、確認できました。結構です。

○古田委員　99ページの備考欄に女性議会の開催とございます。議案質疑もございましたけれども、この女性議会については、私が平成29年9月定例会で一般質問をした経緯がございまして、当時は生涯学習課でしたんですけれども、担当部局がかわったにもかかわらず開催をしていただけたということ、本当に感謝をいたしております。

そこで少し確認をさせていただきたいんですけれども、まず参加者の募集をしていくと思いますけれども、周知徹底をどのように行っていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○市民サービス課長　周知についてのお尋ねでございますけれども、参加者の募集につきましては、秋ごろに広報「こうなん」とホームページに掲載をいたしまして募集を行っていくとともに、参加者募集のためのチラシを作成いたしまして、女性を中心とした関係団体等にお配りするなどいたしまして、広く参加者を募っていきたいと考えておるところでございます。

○古田委員　大体、議場でも10人ぐらいを予定されているということでお聞きしておりますけれども、年代もいろんな年代に参加させていただきたいと思いますので、女性団体だけではなく、子育てサークルとかいろんなところにも、小・中学校のPTAとか、そんなところにも声をかけていただくと、いろんな御意見がいただけると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、参加されて開催された結果というのは公表されるんでしょうか。

○市民サービス課長　まず、募集のほうにつきましては、できるだけさまざまな年代の方に広く参加をしていただきたいと考えておるところでございます。

あと、開催の結果でございますけれども、一つ一つ録音を文字起こしをしたような詳細な議事録を公表するという事は考えてはおりませんが、

参加者のしていただいた質問の内容、それから市からの回答の内容については、要点をまとめまして広報「こうなん」やホームページに開催の結果として掲載をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○古田委員　　昨年、犬山市でも10年ぶりに2回目の女性議会が開かれて、犬山市でも研修会というか勉強会を数回行って、いきなり質問するのではなく、いろんな勉強をしながら項目を決めて臨んだということをお聞きしました。

また、江南市では子供模擬議会を2回ぐらいやっていただいたんですけれども、初めての女性議会ということで、議場で私は行っていただけたらありがたいなと思っておりますし、また広く女性の方が傍聴をしていただけるような機会もつくっていただけたらいいなと思っておりますので、各会派の皆さん、また議長さんの御協力も得ながら、すばらしい女性議会が開催されることを、いい事業になるようお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長　　それでは、市民サービス課の質疑の途中ですけれども、暫時休憩をさせていただきますと思います。

午前11時50分　　休　憩

午後1時04分　　開　議

○委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市民サービス課の質疑を続行いたします。

何か質疑のございます方はお願いをいたします。

○東委員　　午前中、ちょっと最後のところで男女共同参画費のところの話がありましたよね。本会議でも取り上げられたし、先ほども古田委員さんから内容について確認の質問があったわけでありまして、それで残念ながら、これまで、一応女性議会と名がつく以上、開催で、じゃあ本来どこがやるのということもあるわけでありまして、経過も、御本人も言ってみえたけど、一昨年でしたかね、議会の本会議で質問されて、あの当時はまだ教育部だったんですけど、教育部長さんが答えていましたけどね、一言で終わりましたけどね、そういうことを検討してはどうかということ。

ただ、やっぱりこういう内容は、先ほどの答弁の中でも、本会議でも今後議会と相談をとというような文言、そういう形で言っていただきましたけどね。

ただ、こういうのを本当にやるということであれば、やっぱり議会の中でもとも議論していた経緯もありますしね、こういう問題も本当に取り上げていこうということはあったわけでありまして、議会改革特別委員会でわざわざそういうこともやって、本当に議会の活性化だとか、こういういろんな市民の方や女性の方も含めて議会参加をどうするかだとか、そういうことをずっと検討してきておるのが、そういう議会の中でやっておるものですから、やっぱりそういうことから見た場合、別に当局さんの側の努力に対しては敬意を払いたいと思いますけどね。ただ、そういう中で、こういう形で予算を計上された場合は、やはりきちっと事前に議会の側との相談を、これからやるという話でしたけど、やっぱり先に議会の側との相談をしていただいた上で、あえてこの女性議会と名を打つ以上、そういう立場をぜひとっていただきたいというのが私の思いでありましてね。

○牧野委員　私も議員といたしまして東委員に同感でございまして、やはり議会と打ち合わせの中で議会という名前を使う以上はやっていかないと、女性の懇親会、懇談会、いろんな意見聴収会、諮問会なら構いません。これはいいんですが、議場を使って女性議会をすることに対して、議会の相談なしにするということ自身が、僕はちょっと越権だと思いますので、今後、せっかくいい話ですから、否定する気はありませんが、こういったものが起きた場合には、議会と打ち合わせの中で段取りを進めていくということが本当に重要だと思いますので、重々そこら辺を慎重にといいましょうか、考えてやっていただきたいということを私からも申し添えますので、よろしく願います。意見です、これは。

○委員長　何かございますか。

〔「休憩いただいていい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　休憩のほうがいいですか。

じゃあ、暫時休憩します。

午後 1 時 07 分　休　憩

午後 1 時 09 分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会議中最後の御意見につきましては、御意見ということで議事録のほうに

は載せさせていただくようにいたします。

ほかに。

○山委員 若干質問させていただきます。お願いします。

議案書ですと97ページになります。

今、市民サービス課のほうで人権擁護啓発活動もやっていただいているところで、いろいろ頑張ってやっていただいているわけですがけれども、過去にも一般質問させていただいたこともありますが、LGBT、いわゆる性的マイノリティーの皆さんへの人権保障と申しますか、この人権問題について、やっぱり昨今関心が高まっておりますし、いろんな議論があります。

この問題について、法的にLGBTの方に対してどう人権保障していくのかという当然議論はありますけれども、そういう方がいらっしゃって、いろんな悩みや相談事を抱えているということ前提で、やっぱり担当としては対応していただきたいんですけれども、こうしたことに関連しまして、何か相談会ですとか、こういう啓発の講習会だとかに、そういったもの、LGBTの方に関する問題は含まれているのでしょうか。そういうことをやっていくおつもりはありますか。

○市民サービス課長 人権相談に関する御質問でございますけれども、まずLGBTに関しましては、男女共同参画のプランの中間改訂をいたしますときに、LGBTの項目も入れて、支援をしていくというような形の中間改訂をさせていただいたところでございます。

この人権相談でございますが、当然LGBTの方の人権尊重は当たり前のことでございますので、当然御相談の御要望があれば、こちらのほうは当然受けていただくということでございます。

人権擁護委員の方につきましては、特にこのLGBTに特化をした研修であるとか、そういった会議への出席とか、そういったところは今のところは考えておりませんが、やはり法務局のほうで、人権一般のことにつきましては、そうした研修であるとか、そういった会議へ出席したりとか、そういったことをお願いしておるところでございます。

LGBTに限らず、その人権を擁護していくといったところが大切なところでございますので、そういったところでカバーができるのかなというふう

に考えております。

○山委員 どうもありがとうございます。

男女共同参画の計画書でしたか、そこに盛り込まれたのか。

○市民サービス課長 はい。男女共同参画プランの中間改訂の中で、このLGBTという文言を盛り込んだ中間改訂を行っております。

○山委員 あともう一点、ちょっと繰り返しで済みません。

ちょっとそれに関連しましてですけれども、戸籍事務のほうですかね、住民票の。該当ページですと146ページ以降ですけれども、市民サービス課だけの問題ではないんですけれども、これは全部署にまたがってくる話にもなるかもしれませんが、性別記載欄、男女というのが一般的でしたが、今まで。これはちょっと戸籍とかにも書いてあるんですかね、男女とか。ちょっと覚えがないんですけど、書いてあったかなあ、たしか。法的にどうしてもそういう書式が決まっていて、ちょっと今さわれないのは仕方ないですけれども、役所の申込書ですとか、いろんな応募用紙とかにも、特に何も悪意もないですし、慣例的にやっていたと思うんですけれども、男女というのがまだあると思うんですよ。

それで、例えばその他とかという欄を民間の何かのやつで見たことありますし、あえて別に男女の性別の統計をとる必要がなければ廃止をしていくべきだと思うんですね。その辺についても、やっぱりこの新年度の事務の中で検討していただけるんですか。

○市民サービス課長 市民サービス課の業務の範囲内でお答えをさせていただきたいと思いますが、以前に山委員さんが本会議のほうでも一般質問でされたかと思います。

市民サービス課のほうでは、戸籍事務に関しましては、どうしても法定の部分がござimasuので、性別といったものは戸籍に載せることになっておりますので、はっきりとしなければいけないという部分がござimasu。ただ、その他法定ではない部分につきましては、各種申請書などにつきましても、性別欄というものが必要のないものについては、今はその性別欄というのは設けていないということござimasu。

○山委員 余り細かいことになると、ちょっと話が広がり過ぎていけません



けれども、ちょっとまとめますけど、今までは男女の性別記載欄があったけれども、検討を加えていただいた結果、廃止をしたものとかなくしたものというのがあるんですか、この数年。

○市民サービス課長　　ちょっと過去の経緯が定かではありませんが、そういったところで性別欄というものがあったものをなくしたというふうに理解しております。

○山委員　　あと一点、この住民票、戸籍の関係で、答弁は結構なんですけれども、2月1日から住民票や戸籍の第三者交付に係る本人通知制度を導入していただいております。これ、私も登録しましたがけれども、やっぱり一般的になじみのない制度で、ちょっと話を聞いただけではなかなかわかりにくい制度ですので、いい制度だと思うんですけれども、もうちょっと広報でPRを何とかしていただいて、登録者を今度、制度をつくっていただいたので、登録者をふやすような取り組みをこの新年度の事務の中でやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。要望です。

○市民サービス課長　　2月1日から江南市におきましても本人通知制度を開始させていただきました。この委員会の委員協議会の中でも御説明をさせていただいた経緯がございます。

まずはやっていますというところをPRしていくこと、これがまずその登録者をふやすことにもつながりますし、それ以上に不正取得を抑止する効果があるかというところを理解しておるところでございます。

これからも定期的にこうした制度がありますというところは広報などを通じてPRをしていきたいと考えております。

○山委員　　お願いします。

○牧野委員　　95ページをお願いしたいんですが。

95ページの下段のほうで、消費生活モニター事業と27万3,000円ありますが、これは謝礼で、何人ぐらいのをどれぐらいの期間でやっておって、消費生活センターとの関連だと思うんですが、実際に振り込め詐欺だとか、食品だとか、そんなような統計みたいなものを出しているのか、ちょっとそこら辺、現状を教えてほしいです。

○市民サービス課長　　まず消費生活モニターの人数ですが、15名お見えにな

ります。この8節の謝礼でございますけれども、会議のほうを年間18回ほど予定させていただいております、1回当たり1,000円の謝礼をお支払いしているということでございます。

それから、この消費生活モニターの会議ですが、毎年何か一つテーマを絞っていきまして、それについての統計数値であるとか、そういったところの勉強会等々をやっていただいて、11月に行われます消費生活展のほうでその発表をしていただいております。大変忙しい中、皆さん熱心に調査・勉強をしていただけるというふうに考えております。

○牧野委員 消費生活展ってありましたね、済みません。今、藤岡さんから教えてもらって、今募集中なんですね。

これ、やっぱり15名というのは、いつも大体集まるんですかね。

○市民サービス課長 なかなか新しい方というのは、年間で毎年入れかわるのが数人程度でございますので、継続してやっていただいている方というのもお見えになります。

○牧野委員 ごめんなさい、ちょっと勉強不足でした。消費生活展はいつも見ていたんですが、私、記憶になかったんですけど、これは評価的には事業としてやっぱり継続していくべき評価があるということをやっているんですよ、基本、もちろん。

○市民サービス課長 消費生活モニターといいますのが、当然その勉強してもらったことを、学んでいただいたことを地域へ持ち帰って広めていただくという意義もあるかと思っておりますので、今のところこの事業というのは継続をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長 ほかにございますか。

○東委員 住民基本台帳のほうですので、146ページ、147ページのほうの、いつもお聞きする話ですけどね。151ページの中段から下で、例の個人番号カードの関連事業が引き続きやられるわけでありまして、このところで、国のいろいろな方針なんかを聞いておると、このカードそのものにいろんな新しい内容を付加していくというんでしょうかね、そういったことだとか、例の消費税の関係のポイント制度の関係で、自治体ポイントとかそういうのもあると言われておるわけですけど、その辺もマイナンバーにまた連動して

いくというようなこともいろいろ聞くんですけど、具体的にこの新年度予算の中で、何かそのカードに別の要素を付加していくようなことも想定したようになっているんでしょうかね。

○市民サービス課長　こちらの通知カード・個人番号カード関連事業につきましては、個人番号カード、それから通知カードの再発行等々もございますが、こちらは単純に再発行を行っていったりとか発行を行っていくための事業でございまして、ただいま東委員さん言われましたように、確かに個人番号カードの余白部分を利用していろんなポイントをつけたりとか、あるいは健康保険の情報を入れるとか、そういったところがございしますが、まだその部分の詳細なところは、国からまだ何も情報は入ってきていないと思いますけれども、こちらのほうは総務課であるとか、余白部分の利用といったところにつきましては、そちらのほうで担当していただいているというところがございますが、現在のところは、その健康保険証であるとか、その自治体ポイントであるとか、そういったところでの詳細な情報は来ていないというふうに聞いております。

○東委員　そうすると、ここは発行だけということですので、現状では、いつもお聞きしますが、じゃあ現時点で大体何割ぐらいまで来ておるんですかね。

○市民サービス課長　2月末現在でございましてけれども、交付枚数の総数が1万145枚でございます。この時点の人口が10万609人でございますので、率としては10.08%と、ようやく10%を超えたという状況でございます。

○東委員　これの交付金というのは、例のJ-LISに出す交付金でしたですかね。これのこの分は、ことし例えば1,100万円ほど見てあるわけですけど、実際、この金額でいくと、どれぐらい新たに発行できるような予測になるんでしょうかね。

○市民サービス課長　ちょっとその枚数といいますのが、まずこの交付金の金額なんですけれども、国の予算が、見込み額として149億9,964万8,000円という国の見込みの予算がございまして。それを全国人口分の江南市の人口といたるところで割ってきたものが、この交付金の金額の決め方ということになっておりますので、ちょっとその国の見込み額が、総数でじゃあどれだけ

の発行数かといったところが定かではありませんが、やはりちょっと国は高目に見ているんじゃないのかなというふうな気もいたします。

○東委員 例年、なかなか進まないというのがあるわけですけどね。

そうすると、これでは何人というのは、あくまでもそこまでは出てこないんですね。単に人口割で国が決めておる予算で割り振ってくるけど、大体どれぐらいの枚数まで行こうなんていうことまでは出てこないんですよ。

○市民サービス課長 積算の部分では、そういったところはもとにしていないということでございます。

○東委員 わかりました。

○委員長 ほかにございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 ないようでございますので、続いて総務部行政経営課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○行政経営課長 それでは、行政経営課の所管の該当箇所につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

上段の2款地方譲与税、1項1目1節の地方揮発油譲与税から、24ページ、25ページの11款1項1目1節の交通安全対策特別交付金まででございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

中段の16款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、説明欄の上から4つ目でございます。行政経営課、江南市財政調整基金利子、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

1枚はねていただきまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段の18款繰入金、1項1目1節の基金繰入金で、説明欄3つ目の行政経営課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下段の19款1項1目繰越金、1節の前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

21款1項市債で、4目1節の臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

98ページ、99ページ下段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費の人件費等から、102ページ、103ページまでとなります。

続きまして、大きくはねていただきまして、458ページ、459ページをお願いいたします。

上段の12款公債費と、その下段、13款予備費でございます。

続きまして、別冊でございます平成31年度当初予算説明資料をお願いいたします。

7ページをお願いします。

平成31年度一般会計当初予算一般財源調でございます。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金まで、下段の18款繰入金の財政調整基金繰入金、19款繰越金、最下段の21款市債でございます。

次に、8ページは一般会計における公債費の状況。

はねていただきまして、11ページの基金の状況では、上から2つ目の財政調整基金、その下、公共施設整備事業基金でございます。

はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

都市計画税の使途についてと、次の17ページには引き上げ分に係る地方消費税収の使途についての説明資料でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　ちょっと本会議でも両面からの議論があったんですね。財政の市税問題はまた税務課で聞けばいいのかわかりませんが、ちょうどたまたま説明資料の17ページに、いわゆる地方消費税のいつも社会保障への使途の内訳がここで明記されておるわけでありまして、それで本会議のときに、ことしについては、新しい地方消費税分の、10月からの分ですので、それはことしは見込まれていませんよと、平成31年度はね。それで、平成32年度から実質入るといふことでもありますけど、あのとき、現在が、地方交付税が29億円ぐらいだった、ことしの見込みがね。これは2段に分けてあって、それ

が分かれて、本会議で何か新たにふえる分で7億円ぐらいふえるという話でしたか、あのときの。ちょっと正確に覚えていないんですけど、その辺のところだけ、ちょっともう少し確認をしたいんですけど。

○行政経営課長　本会議の折にも説明をさせていただきましたけれども、地方消費税交付金でございますが、平成31年度につきましては7億4,800万円の予算を計上しております。

先ほど委員おっしゃられましたとおり、10月からの課税ということになりますので、実際に市のほうに歳入されますのが平成32年度に入ってからということになっております。その関係で、平成32年度の納付金、地方消費税交付金の金額につきましては、見込みでございますけれども、7億円程度増額になるのではないかとというふうに推計をいたしております。

○東委員　たまたまこれは社会保障財源分の今の数字ですけどね、これはこの表しか見ていないので。

それで、よくわからなかったのは、あのときに、率からいって、1.7%の分が、この表にありますよね、2.2%に変わるんじゃないですかね。もともとが地方消費税分が1.7%で、今回2.2%になるよという。その率からいって、ふえ方が何か多いような気がするんですけど、数字的に。その辺がよく、その数字が何でそうなるのかなと思って聞いておったんですけど、その辺の事情がちょっとどういう事情かわかりますかね。

○行政経営課長　先ほど申しあげましたとおり、平成31年度は入ってこないというところが原因となっております、これは申告時期が11月の末日で、その曜日が平日であるか、あるいは土・日であるかによりまして、当年度に入ってくるか翌年度に回るかという制度的なものでございます。

したがって、平成31年11月30日は土曜日となりますので、平日の扱いということで、翌月、12月という申告時期になりまして、平成32年度に入ってくるということがございますので、その部分も加味して7億円ということになっております。

○東委員　単純に、しかしその納付時期がずれるだけという形で、今まで11月、江南市には、じゃあももとは、前のときは年4回でしたかね、分けて入ってくるよと。トータルとして、でもトータルの数字が、今までの数字は、

そのちょっとした日づけの月の変わり目というのかな、そこの締めがまたまたまどっちかに入ることによって変わるというような数字が、その反映だということでしたね。

それで、もう一つは、この地方消費税分の数字の出し方になるのかがよく、交付税にどうなるかとか、わかりませんが、今回、財政のこの中身でいけば、これも行政経営課の中身ですけど、例えば予算説明書の23ページに出てくる、本会議で聞いた子ども・子育て支援臨時交付金が今回見てあるよということで、これはことし1年分、平成31年しか見ていない分で、これはなくなりますよと、平成32年からはね。それに見合う分が先ほどの地方消費税分の増収分にも反映できるでしょうしという話があって、あるいは去年は交付税かな。あのときの言い方は、交付税で見るのが正確なのか、この地方消費税分の社会保障分でそういうものが見られるかというのがよくわからないんですけど、その辺は現時点でそういう基準財政需要額に、市としてはもう全く3・4・5歳のところが無料制度になって、市の分の入るものがほかにはなくなってくるから、逆に出すほうが多くなると見られるわけですから、それが基準財政需要額にも反映されるということに対して、じゃあそれが需要額に見込まれるのであれば、十分それに見合う入が来ますよという形で多分大丈夫と、大丈夫という言い方はしないんですけど、大丈夫ですか、大丈夫ですよという言い方のように聞こえておるんですけど、それは、その交付税だけでオーケーなのか、この地方消費税分のほうにも例えば一部反映されて、それがきちっと財源上は問題ないというふうに判断できるかどうかということなんですけど、その辺がちょっと正確に、例えば数字的に、あのときの話でいくと3億二、三千万円足らなくなるわねと、倍だからね。その分がどうやって見られるのという話をしておるわけですけど、それが数字であらわれてくるの、うまいことちゃんと。

○行政経営課長 子ども・子育て支援臨時交付金ということで、今年度限りということで、今おっしゃられたとおりの内容になっています。

次年度につきましては、この地方消費税交付金ということではなくて、地方財政計画によりますと、2年目以降につきましては、基準財政需要額、収入額にも100%算入しまして、交付税において措置されるということで国の

ほうからは指示されているという状況です。

○東委員　それで一番気になるのは、そうやっておっしゃっていただくわけですが、じゃあ数字的に、例えばことし、平成31年度は、地方交付税としては普通のほうで26億4,900万円見てあるじゃないですか。それで、でもトータルで基準財政需要額と収入額との計算をした上でしか出てこないよと、もともと交付税は。そのときに、じゃあその分、幼児教育・保育の無料負担がふえると、江南市にとってみればね。その分が需要額に見られますよとおっしゃるものの、じゃあその部分だけの分に宛てがえばということなら、単純に言えばこの数字がもっとふえていくということなら、そうかなという気がするわけですが、でも最終トータルとして江南市の全部の入と出の需要額と収入額の差で計算されてしまえば、事はどこに、本当にふえたのというふうにどうやって言えるんですかというのが聞きたいところですが、それはどうなんでしょうか。

○行政経営課長　地方交付税の積算の仕方になってくると思うんですけども、先ほど補正のときにもお話ししましたが、財源というのが、国の税金のほうのもとになってくるものがそこになると。

確かにミクロ的に考えて、各自治体が、そういった今回の幼児教育・保育無償化の需要額と収入額がこんだけあって、こんだけありますよという積み上げで計算していけば、その金額について、じゃあ江南市はこれだけだよという話もわかりやすくはなるんですけども、そうではなくて、交付税につきましては、やはり大枠という形でまずは決めてまいりますので、さらに基準財政需要額の中には、その単位費用ということで、一定のその基準の単価というのをそこに溶け込ませて国のほうは積算してきますので、正直なところを申し上げますと、その幼児教育・保育無償化の部分がじゃあ果たして幾らになるのかということは、少し今の積算の中ではつかみにくい、つかめないというふうになっておりますので、来年度例えば交付税が幾ら伸びるのかということにつきましては、ちょっと注意しながらやっぱり見ていく必要があるというふうには考えております。

○東委員　その注意しながらと、幾ら江南市が注意しておっても国が出さなければ意味がないと私は思うんですけど、注意しておって、これは違っておる



と言って江南市が注意すれば、それを見てくれるかという話になるじゃないですか、計算上でやられるんだから。

それは何、じゃあ逆に注意して見ておるのでいつわかるんですか、注意して見ておったら。

○行政経営課長 交付税の算定が秋以降に決まってしまうので、そのときにどういった形で数字のほうの変動されているのか、個別算定の中でこの保育に関する部分がどういう形で数字が変動してきているのかというのを確認をとらせていただきたいと、とってまいりたいというふうに考えています。

○東委員 そのときまで待っておらんとわからんの。

○委員長 以上でよろしいですか。

ほかに。

○山委員 ちょっと1点お尋ねしたいと思います。

説明資料で8ページになります。あと、わかりやすいのは報道発表資料を見るとグラフが載っているんですけど、報道発表資料ですと18ページ、最後のページですかね。

市債の残高、いわゆる借金についてですけれども、この間、委員会でも何度もお尋ねしてきたんですけれども、臨時財政対策債以外の市債については減少傾向をたどってきたと思います。今後、いろんな大型事業、箱物の関係もありますので、またふえてこざるを得ないかなという感想は持っていますけれども、それはともかくとして、一方で臨時財政対策債というのがずうっとふえ続けているんですけれども、今後の見通しはどうお考えなのかということと、この臨時財政対策債も活用しないと予算がなかなか組めないと思うんですけれども、この点についてはどうお考えになりますか。

○行政経営課長 地方の財源不足額を何で賄うかというふうに考えると、地方交付税と臨時財政対策債ということで、2本立てでその不足額を賄っていくというものが前提となってまいります。

臨時財政対策債につきましては、やはりそういった不足額を賄う上での貴重な財源ということになってまいりますし、後々にこれは、元利償還金部分については100%交付税で算入されてくるというものが前提となっております。

すので、この部分についてはやはり満額借りていく必要があるというふうに考えております。

○委員長　ほかに。

○東委員　先ほどの財政のことで、交付税はお聞きしましたけど、先ほどのページでいえば23ページにその普通交付税が出ておるんですけど、その上に、予算説明書のほうで、中段ら辺に環境性能割交付金というのが新たに出てくるわけでありまして、自動車取得税の交付金との関係だと前に聞いたかな、若干この自動車取得税の交付金との関係ということもあるようでしたら、あわせて内容についてちょっと確認したいんですけどね。

○行政経営課長　これは2つとも車の車体課税の見直しという中で出てきているもので、9月30日までが自動車取得税交付金、消費税が増税されます10月1日以降は環境性能割交付金という形で支給されるものという内容になっております。

○東委員　ただ、数字的に、例えば車の自動車取得税交付金のほうは、これは半年分で7,900万円かな。後半の部分で、環境性能割交付金は3,000万円というふうになるわけですけど、実際には、本来なら、どの時期に車を取得するかというのもあるわけでありまして、その辺で、この3,000万円と7,900万円という数字上の、この7,900万円がそのまま本来なら半年分になるんですよ、それに見合うものが確保されないかという気がするわけでありまして、その辺の数字的な確認、内容はどうなるんでしょうかね。

○行政経営課長　予算の積算根拠といたしましては、自動車取得税交付金につきましては、平成30年度の実績値、これに対して県の推計等を加味して立てております。環境性能割交付金につきましても、これも県税のほうから来るものになりますので、同じように県の推計見込みから江南市分ということで出すということで積算をしております。

その中で、数字のほうが若干違うというところがございますけれども、消費税が増税されるに当たりまして、1年間この環境性能割が1%軽減されるという措置がなされる予定でありますことから、積算した結果、このような数字になったというところだと考えております。

○東委員　そうすると、2年間軽減という話でしたけど、軽減されなければ、

その自動車取得税交付金に見合うぐらいの本来数字が確保されるということになるんですか。

○行政経営課長　　ずばりそういう数字は確保されるとはなかなか言えないだろうというふうに考えております。といいますのも、結局、車体課税の見直しということで、保有する負担ですね、税金のほうの若干の軽減というか、税率を見直している点もございますので、このあたり、イコールになるというのは、少しそういう見立てはいたしておりません。

○東委員　　あともう一点ですけど、ちょっと歳出のほうに戻りますけど、103ページの最後のところですけど、上段ですけど、例の公共施設のマネジメント推進事業で、備考欄を見ると、ここは、目的は公共施設の改修・更新の計画的な推進ですけど、総合管理計画だとか再配置計画の見直しというふうに書いてあるわけですけど、この内容が、この予算の範囲で一体どういうものをやるのかというのがよくわからんのですけど、これは見る限りは需用費が中心だけになっておるわけですけど、実際にはその事業内容がこういう見直しだと書いてあるわけですけど、見直しの内容はちょっとどこまでやるのか、ちょっと確認したいです。

○行政経営課長　　現状の公共施設の総合管理計画につきましては、平成27年度に策定しております。平成28年度、平成29年度にかけまして再配置計画ということで策定をいたしております。その後、K T Xアリーナでありますとか、老人ホームむつみでありますだとか、そういった新たな本来加味しないといけない施設というものが出てまいりました。それに基づきまして、やはり計画のほうを見直す必要があるということで、見直し作業の内容には含めて考えていきたいと思っております。

○東委員　　そうすると、たまたま一般質問でその保全計画を聞いたところの関係もあったんですけど、あれはあれで全面的に全部洗い出しをするようなニュアンスで受け取ったんですけど、ここの部分は、結果的には、あれはつくったときが、再配置が平成28年度、その前が総合管理計画のほうですから、対象物が変わってきておるということになるのかな。

もともと体育館は見てあったけど、将来的には建てかえ計画があると決まっておったけど、古い状況で見てあった。これが新規になったから、もう一

回そういうふうになる。そうすると、常に対象物が、建設のものが、そういうことが生じてくるんですね、そのたびそのたびに。そうすると、これは並行してついて回ってくるということか、こういうものは。必ずと、嫌というほど。

例えば今でも長寿命化計画なんて、毎年、今組んでおるじゃないですかね。これは本会議でもちらっと言ったけど、あれはどうするかという話があったけれど、あれはあれで一方でやるんじゃないですかね。そうすると、そういうことが生じてくると、例えば公共施設の管理計画とか再配置計画も、常にそれを加味したものがその都度その都度出てくるということが常に伴うということになるんですかね。

○行政経営課長　　総合管理計画は、40年の計画ということで、大変長期にわたる計画でございます。その状況の中で、今回申し上げましたとおり、加味しないといけない施設、それから例えば今後取り壊しして廃止した施設は除却しないといけないというような、時々によってそういった増減というのがやはり生まれてきます。具体的に何年ごとというところは、明確には今現在ちょっと持っておりませんが、その状況に応じまして総合管理計画でありますとか再配置計画、あるいはそれに伴って保全計画というものもやはり見直しを図っていく必要があるというふうに考えております。

○東委員　　そうすると、でも、この見方ですけどね、この内容の部分は、このマネジメント推進事業のところに対応するのがこの内容でしょう。需用費は消耗品と印刷製本費があるだけなんですけど、具体的にこれはまた見直したものが製本化されてやるという意味で組んであるということなのかな。

○行政経営課長　　そのとおりでございます。

○委員長　　ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでございますので、続いて税務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○税務課長　　それでは、税務課の所管いたします予算につきまして、該当箇所の御説明をさせていただきます。

予算書の18ページ、19ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。

1款は市税でございます。1項の市民税から5項都市計画税、都市計画税は次の20ページ、21ページまででございます。このうち、それぞれ1節の現年課税分が税務課の所管となります。

はねていただきまして、32ページ、33ページをお願いいたします。

上段にございます13款2項1目2節徴税手数料にありますが証明手数料を初め2項目でございます。

はねていただきまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

中段やや下になりますけれども、20款5項2目11節の雑入のうち、税務課とありますコピー等実費徴収金を初め2項目になります。

はねていただきまして、132ページ、133ページをお願いいたします。

2款2項1目の税務費で、右側説明欄にございます人件費等から、ずうっと進んでいただきまして、141ページでございます。141ページ上段にございます税諸証明書交付事業まででございます。

続きまして、別冊の平成31年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページ、7ページでございます。

6ページから7ページ上段にかけてまして、一般財源調といたしまして、市税の歳入内訳を掲げてございます。

はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

こちらには都市計画税の用途につきまして掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

○東委員　市税収入については、本会議でも議論があったんですけど、説明資料に明細が出ておるわけですけどね。説明資料で現年分の計算の均等割だとか所得割の内容が示されておるわけですけど、ここでこの現年分の数字が

出てくるわけですが、増額になった理由は幾つかあったわけでありまして、それで例の、この計算書を見たとき、いわゆるふるさと納税で、本会議で平成31年が、平成30年か、実質は控除金額が1億4,000万円とか1億1,000万円とかという話がありましたよね、現実には。現実にはこの平成31年に見込みがされたのが1億4,000万円ぐらいだったのかな、あのときの数字の発表がね。

その場合に、この備考欄にこうやって明細、均等割の分で幾ら、所得割で幾らというふうに出てくるわけでありまして、あの数字というのは、控除分というのは、もう控除された後がここに出てくる数字ということになるのかな、対象金額としては。

○税務課長　そうですね。これはスペースの関係で、便宜上、本来でしたらこの6%が掛かった後に税額控除をされるものでありますけれども、そういったことで税率を掛けた答えをもうここに掲げておるということでありますので、ちょっと別書きといいますか、ここに示してはいないということで御理解いただきたいと思えます。

○東委員　だから、この内容的には、ここにはあらわれてこないわけですが、それは聞いてみないとわからないという。

実際には、正確にはあのときは1億4,380万円と言ったかな、あのときの平成31年で減収分が。だから、その分が相当大的な影響を受けておるということで、傾向としてはふえるばかりだけど、たまたまこの何年間は。その傾向は、やっぱりこれは変わらないでしょうかね。

○税務課長　そうですね。ふえ続けておるということでございますけれども、平成31年度ですね、今年度の6月からだと思いますけれども、今、返礼品の割合が、3割以下でなおかつ地場産業品であるものという、そういった基準に適合していないとふるさと納税の対象から外されてしまうということが今考えられておるということを聞き及んでおりますので、そういった意味では、適正なそもそものあるべき姿といいますか、本来の趣旨に沿った形でふるさと納税が行われるということが実現すると思えますので、そういう意味では、若干は歯どめといいますか、今までみたいな急激な右肩上がりではなくて、多少ゆっくりとした伸びになるんじゃないかなというふうには思っております。

す。

○委員長　　よろしいですか。

○牧野委員　　135ページでちょっと説明をしてほしいんですが、135ページの個人賦課事業で、賃金、臨時職員等賃金で、システム改修委託料で、e L T A Xを改修して共通納税システムって、これは毎年やっているのか、今年度やっているのか、消費税と絡みがあるのか、これはどういうことなのか、少しわかりやすく説明してほしいんですが。

○税務課長　　まず、この共通納税システムというのを説明する前にちょっと御説明申し上げたいのは、この上の段にありますe L T A Xシステムという言葉があります。これは、時々この委員会でもお話をさせていただくんですけども、電子申告ですね、法人の確定申告書であったり事業所が従業員の給与の支払い報告書を電子で出していただける、それから固定資産税の償却資産の申告をしていただく、そういうシステムが今整っておりまして、だんだんそのシステムで申告をいただくというふうになっておりますね。

○牧野委員　　電子化されていますよね。

○税務課長　　はい、そうですね。

それで、今回、それに加えまして、下の段にあります共通納税システムといたしまして、そのシステムを通じて納税ができるような仕組みが平成31年10月から始まろうとしております。これは、法人なんかは各市町村に支店がまたがっておりますので、それぞれのところへ振り込む手間があったんですけども、このシステムを使って一括でぼーんと納めると、振り分けていただけるようなイメージをしていただければいいんですけれども、そういうのが始まろうとしております。

それで、e L T A Xのシステム、先ほど申し上げましたように、申告のシステムは税務課のほうで所管をしておりまして、使用料といたしますか、システムの借り上げ料、このページの下から2番目にあります570万3,000円のをこれをお借りして、申告をしていただくシステムをお借りしておるわけですが、それに共通納税システムが乗っかりますので、その稼働に必要なシステム改修をここで組ませていただきました。その金額が合計で172万8,000円ということですので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかにございませんか。

○東委員　入のほうにもう一回戻って申しわけないですけど、新しく、18ページ、19ページのところです、歳入の。税金の個人市民税の下のほうの軽自動車税で、新しくその軽自動車税のところのもう一段下に環境性能割というのが新たにまた出てくるわけでありまして、これのちょっと内容について説明をお願いできますか。

○税務課長　先ほど、これもちょっと前振りが要りまして、先ほど行政経営課のところで自動車の取得税の交付金が環境性能割の交付金に変わるということで説明があったかと思えますけれども、今回、軽自動車に係る軽自動車を購入したときに支払います自動車取得税、これは県税でありますけれども、これが市の税収に切りかえられるということにまずなります。それは平成31年10月からでございます。こちらにつきましては、10月からでございますので、納付のほうは2カ月おくれで12月からスタートをしまして、12、1、2、3月と4カ月分計上をしております。

先ほどの自動車取得税交付金の普通自動車の部分は、そのまま環境性能割交付金に変わりますけれども、軽自動車に係る自動車取得税の交付金は、こちらの環境性能割、市の税収としてこれから受けることになるという、そういう、ちょっとわかりにくいんですけど、説明も済みません、ちょっと拙くていけませんけれども、そういうことで、今回、該当になるであろうということで推計をいたしまして132万円、台数でいいますと131台分を計上したというところでございます。

○委員長　よろしいですか。

○東委員　ちょっと全体が、私も概要がよくわかっておらんで申しわけないんですけど、軽自動車税そのものは、本来は市町で扱っていましたよね、もともとが。じゃあ、環境性能割というのは、先ほどの話だと、もともと県税の扱いだったということで、もともとあって、これはね。そうすると、実際のお金の流れというのは、買うときだからいわゆる車屋さんか、自動車屋さんのほうで御本人が払ったときに払って、そこはそのまま県税へ行くという形で、そうすると今回は、市税に変わりますよということになった場合は、そうすると、従来だと自動車、例えば販売業者から県に行くわけだったのが、



販売業者から市のほうに来るということになるのでしょうか。

○税務課長　これは、実は、今前段部分でおっしゃっていただいたように、前は県税としてで、県が市のほうへ交付していただいていたという流れでありますけれど、今回、市の税金であります環境性能割に変わりますけれども、当分の間は県が徴収するということで、それは恐らく今までのノウハウの蓄積があるからだと思えますけれども、そういったことで県が引き続き徴収をしまして、市のほうへ納入をしてきます。市のほうは、手数料といたしまして、また後日5%分を県へお支払いすると、そういう形で完結するということになっております。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、以上とさせていただきます。

続いて、収納課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○収納課長　それでは、収納課の所管につきまして、該当箇所を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、歳入でございます。

一般会計予算書の18ページ、19ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税、1目個人、2節滞納繰越分から、はねていただきまして、20ページ、21ページの最上段、5項都市計画税、1目都市計画税、2節滞納繰越分まででございます。

続きまして、大きくはねていただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

中段にございます15款県支出金、3項1目2節の徴税费委託金でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

上段にございます20款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

続きまして、下段の5項1目1節滞納処分費及び2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

以上が収入でございます。

続きまして、歳出でございます。

140ページ、141ページをお願いいたします。

下段の2款2項2目収納費、141ページの事業欄、人件費等から、147ページ上段の納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　忘れてしまって申しわけないですけど、先に県委託金の51ページの中段の徴税費委託金の県民税徴収取扱費委託金で1億5,973万8,000円あるわけでありまして、一つは、これを財源にしていろいろな市の仕事がやられているわけでありまして、要は市県民税という言い方をいたしますから、市民税と県民税を江南市が集めてやる、肩がわりをしておることになるわけですから、その委託金ですけど、実際には江南市で、先ほど市税は56億円ぐらいの市税があるんですけど、県税収入は大体じゃあどのぐらいあるのかということで、それに見合う本来のこれは委託金ということだと思っておりますけど、それが幾らぐらいあるのかということと、もう一つは、ちょっと私忘れてしまって申しわけないんですけど、59ページの下段の雑入に滞納処分費、滞納処分費という言い方は、何を計上しておるのかを確認したくて、この2点をちょっとお願いいたします。

○収納課長　滞納処分費の説明をさせていただきます。

滞納処分費とは、地方税の差し押さえや換価及び配当等の際に要した費用のことで、その徴収のもとになった税より先に配当しなければならない性質があります。

具体的にお伝えしますと、不動産を公売する際に支出した不動産鑑定料や自動車を差し押さえた際のレッカーの移動代、インターネット公売をする際にヤフージャパンに支払う公売手数料等があります。公売した際には、売却代金から滞納処分費を先に徴収し、残った金額を滞納税に充当するというところを行っておりますので、よろしく申し上げます。

○総務部長　歳出の145ページをごらんいただきますと、一番下に滞納処分

手数料ということで、これはうちが滞納処分するときに、さっき課長が申し上げましたレッカー代とか、それから公売の手数料、それから不動産の鑑定手数料なんかを支出します。その分に対して支出した分を換価したのからいただくのが歳入のほうで、ですから同じ金額が載っております。歳入歳出で、ちょっと切り上げ、切り捨てで1違いますけれども。というものでございます。

○東委員 優先的にこちらに本来充当するものね。そういうことなの。

○収納課長 はい、経費として優先的に市のほうに入ってきます。

○委員長 暫時休憩します。

午後2時14分 休憩

午後2時15分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開して、東委員の御質問を。

○東委員 先にじゃあちょっと、予算説明のときに、今回収納費が少しプラスになっておるよということで、前年に比べてね。私のメモはそう書いてあるんですよ。それで、システム改修費が、借り上げ料がふえたというようなのがありまして……。

[発言する者あり]

○東委員 説明会のとときね。ごめんごめん、説明会だ。予算提案じゃない、失礼、説明会のととき。

143ページかなと思って見ておったんですけど、予算書の143ページに、下から2段目の滞納管理システム管理事業1,381万7,000円のところで新しくシステム借り上げ料と出てくるもので、これがそうかなと思って見ておったんですけど、1,300万円の。

今回、新たにこのシステム改修をわざわざやるというやつがどういう内容のものかをちょっと確認したいんですけどね。それをまた3つ目に考えておったんだけどね、質問としては。

○委員長 県税のほうを。

○収納課主幹 申しわけございませんでした。

県民税の収入の金額なんですけれども、今回、平成31年度予算額、市民税の現年分の数字56億3,029万9,000円、こちらが100%のうちの現在の案分率

ですと60.12%と見まして、そこから割り直しましたところ、市民税、県民税といたしましては約93億6,500万円ほどの数字でございまして、そこで県民税の案分率39.88%で計算いたしますと、県民税といたしましては約37億3,400万円ほどという数字になります。

○委員長　　じゃあ、この案件はよろしいですね。

先ほどの質問のほうは。

○収納課長　　基幹税務システムの改修について御説明させていただきます。

これまでは、紙の納付書により指定金融機関等で納付された入金情報とは別の形式で、新たに納税者が一括で電子的に納付した税金額とその納付情報が共通納税システムに集約され、各地方公共団体へ振り分けられるに当たり、その納付状況を税務システムに取り込むことができるように改修するものでございます。

平成30年度におきましては、平成31年10月の導入に向け、平成31年4月に行われる一斉テストに対応できるように、基幹税務システムに共通納税システムからの納付状況等を取り込むための改修を行うものでございます。今回は284万1,000円計上しております。

平成31年度におきましては、共通納税システム運用開始に向け、納付情報データの授受、連携について……。

〔発言する者あり〕

○委員長　　暫時休憩いたします。

午後2時19分　　休　憩

午後2時22分　　開　議

○委員長　　じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○収納課長　　それでは、先ほどお尋ねになりました増額した部分について御説明させていただきます。

平成30年度におきましては、平成31年10月の導入に向け、平成31年4月に行われる一斉テストに対応できるように、基幹税務システムに共通納税システムからの納付状況等を取り込むための改修を行うものでございます。

平成31年度につきましては、予算書の145ページの中段にございます地方税共通納税システム導入事業において予算計上はしておりますので、よろし

くお願いいたします。申しわけございません。

○委員長 よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑については以上とさせていただきます。

暫時休憩をいたします。35分再開でお願いします。

午後 2 時 24 分 休 憩

午後 2 時 34 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に続いて審査を再開いたします。

続いて、総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 総務課が所管する該当箇所について御説明させていただきますので、初めに歳入についてでございます。

予算書の24ページ、25ページをお願いいたします。

中段の13款 1 項 1 目総務使用料、1 節総務管理使用料、説明欄の総務課分、本庁目的外使用料でございます。

はねていただきまして、36ページ、37ページをお願いいたします。

下段の14款 2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金でございます。

はねていただきまして、40ページ、41ページをお願いいたします。

中段の 3 項 1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金でございます。

はねていただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

中段の15款 3 項 1 目総務費委託金、4 節選挙費委託金、またその下、5 節統計調査費委託金でございます。

はねていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

下段の 4 項 5 目市町村事務移譲交付金、1 節市町村事務移譲交付金でございます。

その下、16款 1 項 1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入、説明欄の土地貸付収入でございます。はねていただきまして、54ページ、55ページの最上段まででございます。

その下、2 節使用料及び賃借料、説明欄の総務課分、本庁舎自動販売機設

置場所貸付収入及び本庁舎自動証明写真機設置場所貸付収入でございます。

次に、下段の2項1目不動産売払収入、1節建物売払収入及び2節土地売払収入でございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

最上段、2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

はねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の20款5項2目雑入、10節電話料収入、説明欄の総務課分、電話使用料でございます。

63ページをお願いいたします。

11節雑入、説明欄下段の総務課分、情報システム等使用料から有料広告掲載料まででございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出についてでございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

下段の2款総務費、1項総務管理費、6目行政事務費、説明欄の人件費等から、はねていただきまして、116ページ、117ページ上段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

はねていただきまして、154ページ、155ページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙費でございます。説明欄の選挙管理委員会事業から、162ページ、163ページ、江南市長・江南市議会議員選挙事業まででございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。

5項統計調査費、1目統計調査費、説明欄の統計調査事業で、166ページ、167ページ上段まででございます。

最後に、456ページ、457ページをお願いいたします。

下段、11款災害復旧費、1項災害復旧費、1目庁舎等施設災害復旧費、説明欄の災害復旧事業でございます。

以上が総務課の所管する箇所でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○牧野委員 細かいところで、113ページの公用車運行管理事業の報酬、運転嘱託員が215万円と、115ページの13節委託料、運転委託料1,188万1,000円、この2つの違いというのか、人というのか、ちょっと説明いただきたいんですけど。

○総務課長 まず運転嘱託員でございますが、これは市長車の運転手を嘱託としてお願いしているものでございます。

○牧野委員 1人ですか。

○総務課長 はい、1人でございます。

次に、先ほどの委託料の運転委託料につきましては、大型バス並びにマイクロバスの運転を委託しているものでございます。こちらはお二人にお願いしております。

○委員長 よろしいですか。

○牧野委員 そうすると、この大型バスを運転している人が市長車を運転することもあるんじゃないのかな。

○総務課長 はい。仕様書の中において、大型バス、マイクロバスの運転がない場合に限り、運転もお願いするようにしております。

○牧野委員 この2人分で1,188万円というんですが、高いか安いかはここで言えませんが、大型バスの、一般の市民が何か使用するの、大体もう余り、市が運転手をつけて出していましたかね、現状。

○総務課長 バスの使用につきましては、市の事業もしくは協賛事業においてのみ使用していただくということになりますので、市民の方が独自でということでは、使用はしていただいております。

○牧野委員 そうですね。老人会とか団体が使用を基本的にはできなくなったんじゃないかな。老人会とか、福祉だとか、スポーツ団体が使っていたんですかね、今現在。

○総務課長 老人会だと、高齢者生きがい課のほうから老人会等の視察・研修なんかでは使っていただいております。

○牧野委員 これって、大体年間、この2台、大型、中型、稼働率って、稼働日数ってどれぐらいですかね。

○総務課長 済みません、今資料を持ち合わせておりません。後ほど報告させていただきます。

○牧野委員 これ、一回試算されたのかどうかわかりませんが、市長車も含めて、民間の黒いタクシーとかバスを利用したコストと、使い勝手のよさ、悪さがあるんですけれども、そういった何か年間経費比較ってされたことありますか。

○総務課長 済みません。現在のところ、しておりません。

○牧野委員 わかりました。

駐車場から、その車の償却から、人件費から、利用頻度から換算しまして、意外と計算すると借りたほうが安い場合があるもので、ただ江南市のマークがつけられないものですから非常に残念ですが、市長車も議長車も僕は含め、ちょっとこれは議長車は違うかもしれませんが、担当が。使用頻度で、そういった黒い車を使ったタクシーをほとんど専属で年間100日ぐらい使っても経費的に合うかもしれませんので、一回そういうことをシミュレーションされてはどうかと提案というか、一般質問じゃないですからあれだけ、されたことがないということだもんですから、ちょっと一言余分でしたけれども、言っておきます。

利用回数というのが出ましたら、また教えてください。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○東委員 さっきともし関係するなら、そういう形でお答えいただければいいです。

107ページの情報システム管理運営事業のところがあるんですけど、2億8,000万円ほどあって、ここで大体全体の概要が出てくるみたいなんですけど、ここにも特定財源として社会保障・税番号制度システム整備費補助金というのもあるんで、幾つか国からも受け入れてあるわけなんですけど、実際にはこの内容で、またこの最下段に、19節の負担金などのところにも地方公共団体情報システム機構交付金というのがありまして、数字から見ると、ちょっと平成30年から比べても少し変わっているような気がしたんですけど全体のこの部分の、この情報システム管理運営事業の中身の、この特に社会保障・税番号制度システム整備費補助金を使う事業というんでしょうかね、その辺



のところのちょっと内容を聞きたいんですけど。

○総務課長 先ほどのも一緒ですが、地方公共団体情報システム機構交付金につきましては、中間サーバーを使用しますので、そちらの関係の交付金でございます。

それで、先ほどの社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、そちらにおきまして新システムを導入するという予定がございますので、そちらが導入されるのに当たりまして、そちらの国からの補助金が入りますので、その部分が303万4,000円。674万4,000円のうち、ここに303万4,000円が充当されることとなります。

○東委員 そうすると、今の新システムが導入されるという中身ですけど、たまたま先ほど市民サービス課のところ個人番号の話ちょこっとしたんですけど、これはまた別問題かなという気はしますが、この新システムというのは具体的にどういうことが予定されているんですかね。

○総務課長 示されておりますのは、災害時バックアップ環境の機器構成見直し、マイナポータルにおける自己情報表示機能の強化等が上げられております。

○東委員 ちなみに、この特定財源の中に、その他として、その他財源で1,600万円ほど情報システム等使用料というのが出てくるんですけど、このその他財源で情報システム等使用料という形でここに出てくるということは、これはどこから入ってくるんですか。

○総務課長 これは、市の下水道課とか水道課において使っているシステムの使用料としていただいております。

○東委員 下水道だけですか。

○総務課長 下水道課と水道課の。

○東委員 両方ね。

○総務課長 はい。

○委員長 ほかに。

○東委員 先ほどの市民サービス課のほうで、マイナンバーを発行する際にいろいろ付加できることがあるんでしょうかと言ったときには、あそこは別に担当では来ていないですよ。将来的にはそういう話がありますけどとい

うことで、ただ、それにもしなるとすれば、総務課のほうがそれを扱うんでしようという話でしたけど、今のところ、ああいう新しいマイナンバーに付加をしていくようなところの予定というのはあるんでしょうか。

○総務課長 政府のマイキープラットホームという構想であるというのは聞いておりますが、今のところ江南市としては予定はございません。

○東委員 具体的なものはない。

○総務課長 はい。

○東委員 わかりました。

○山委員 113ページで、予算説明会のお話がありましたけど、電話交換機の借り上げ料で、8月からリース契約を結ぶというようなことを伺っておりますけれども、江南市って代表電話ですよ、54-1111で。代表電話もあってもいいと思うんですけれども、今は電話料金も大分安くなってきていますし、ダイヤルインとかそういったことは検討されなかったんですか。

○総務課長 この更新に合わせまして、一応は検討させていただきました。ただ、今11回線あります。それが代表に入るんですが、25回線、課に1本ずつにした場合でも毎月4万2,000円程度上がるということで、そういったことも含めまして、今回はダイヤルインは見送った。ただし、今回入れる機器につきましては、ダイヤルインの機能が備わっておりますので、もしその機運が高まれば、この機械を用いてダイヤルインは、別途お金はかかりますが、可能なものとはなっております。

○委員長 よろしいですか。

○山委員 ちょっと戻るんですけど、105ページの顧問弁護士委託料78万5,000円ですけども、これは以前よりもちょっと委託料が上がったような気がするんですけど。

〔「下がったんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○山委員 下がったのか。上がっていない。幾らぐらい。

○総務課長 数年前に上がっていると記憶しております。

○委員長 ほかはよろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、総務課については以上とさせていただきます。

続いて、会計課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長　それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書の58ページ、59ページをお願いいたします。

上段の20款2項1目1節預金利子、その下の2目1節有価証券償還差益でございます。

次に、62ページ、63ページの下段をお願いいたします。

20款5項2目11節雑入の会計課所管分、業者用納品書売捌収入及び愛知県証紙売捌手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。

128ページ、129ページの上段をお願いいたします。

2款1項8目会計管理費でございます。人件費等から、2枚はねていただきまして、132ページ、133ページ上段まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○東委員　131ページの中段ですけど、備品購入費で耐火金庫が今回あるんですけど、あそこは物すごく古い金庫が昔から、ちょっとイメージがあったんですけど、これはどの程度のもの、それから金庫が要るのかという気がするんですけど、どういうことなんだろうかね、これは。要るんでしょうね、やっぱり。

○会計管理者兼会計課長　今お話がございました会計課の事務所に置いてございます古い金庫の更新をお願いしているものでございます。

中は、各課の手提げ金庫を夜間・休日にお預かりをしているものでございますので、必要なものというふうに認識をしております。

かなり古いものでございまして、ちょっと故障等で扉が開かなくなるおそれもございますので、今回、更新で予算をお願いしているものでございます。

○東委員　そんなにあの部屋に入るわけじゃないでよく知りませんが、そ

んなのたまにしか、昔はたまに入ったことあるんだけど、大きいですよ、それなりのね。大体同じような規模のものですか。

○会計管理者兼会計課長 はい。現在、13課21個の手提げ金庫をお預かりしていますので、同等程度のものがおさめられるものというふうに想定しております。

○委員長 よろしいですか。

○東委員 あれ、毎日持ってみえるね、それなりに見ておると何か。金庫を、そういえば。

○会計管理者兼会計課長 はい。朝、出庫して、夕方、入庫していただくということで、各課の手数料、何かのおつり等をその手提げ金庫に入れてみえるということでございます。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 なければ、以上とさせていただきます。

続いて、監査委員事務局について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管について御説明を申し上げます。

歳入についてはございませんので、歳出について御説明申し上げます。

予算書の166ページ、167ページの下段をお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、右側説明欄の人件費等から、169ページ、愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、以上とさせていただきます。

それでは、ここで先ほど保留となっておりましたことにつきまして御答弁をお願いいたします。

○総務課長 先ほどは申しわけございませんでした。

平成29年度の実績でまいりますと、マイクロバスが146日間、1年間でいきますと、365日で割ると40%、福祉バス、大型バスでございますが、167日間、これも365日で割りますと45.8%でございます。申しわけございませんでした。

○牧野委員 ありがとうございます。

○委員長 それでは、続いて消防本部消防総務課について審査をいたします。  
当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○消防総務課長 それでは、消防総務課の所管につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳入でございます。

予算書の30ページ、31ページをお願いいたします。

最上段にあります13款1項6目1節消防使用料でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

中段よりやや下でございます14款2項4目1節消防費補助金で、消防総務課の水槽付消防ポンプ自動車購入費補助金でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

上段でございます16款1項1目2節使用料及び賃借料の説明欄の中ほどで、消防総務課の消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続きまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段でございます20款5項2目8節公務災害補償基金支出金で、消防総務課の消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

はねていただきまして、62、63ページをお願いいたします。

最下段でございます同じく11節雑入、消防総務課の全国消防グループ保険事務費負担金を初め3件でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、342、343ページをお願いいたします。

下段にあります9款1項1目消防総務費の人件費等から、356ページ、357ページ上段の消防車両整備保全事業まででございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしくお願

いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

ないようでしたら次に移りますが、よろしいですか。

○東委員　347ページの上段の職場環境改善事業という形で、仮眠室の照明工事費で、内容は女性消防職員の方の仮眠室の照明の改修と書いてあるんですけど、もともとその仮眠室というのはもちろんあるわけですけど、ことし、平成30年度からか、3人の、今は2名ですよ、女性職員の方が入っていますけど、そこ専用という意味なんですかね。それとも、どうなるんですか、これは。

○消防総務課長　これは3階にございます女性仮眠室の照明なんですけれども、実は遠隔操作で、1階の指令室がございますが、そこから、災害があった場合、女性が1人ですので、そのときに蛍光灯をつけていただくという工事と、あと出動した際に安全にということで、廊下のほうにセンサーで、上部のほうに2個、センサーつきのライトをつけるという工事でございます。

○東委員　だから、単純にその部屋だけの云々という話じゃないですよ、これはそういう点でいけば。

○消防総務課長　はい、そのとおりでございます。

○東委員　たまたまここには単なる……。等か。等の改修だで、その中にはそういうような出動の際だとかもここに含まれて、やっぱりそういうのが必要なんだということなんですね。

○消防総務課長　はい。

○東委員　わかりました、ありがとう。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　では、以上とさせていただきます。

続いて、消防予防課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○消防予防課長　それでは、消防予防課の所管につきまして御説明申し上げます。

ます。

最初に、歳入でございます。

予算書の34ページ、35ページをお願いいたします。

中段でございます13款2項6目消防手数料でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

最下段でございます20款5項2目11節雑入、消防予防課でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、356ページ、357ページをお願いいたします。

中段でございます9款1項消防費、2目消防予防費の人件費等から、362ページ、363ページ下段の液化石油ガス届出受理等事業まででございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

ございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　なければ、以上とさせていただきます。

続いて、消防署について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○消防署長　消防本部、消防署所管の当初予算につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳入でございます。

予算書の56ページ、57ページをお願いいたします。

中段でございます18款繰入金、1項1目1節基金繰入金、説明欄、江南市ふるさと応援事業基金繰入金の消防署でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、362ページ、363ページをお願いいたします。

下段でございます9款消防費、1項3目消防署費、人件費等から、少しはねていただきまして、374ページ、375ページ、指揮出動事業までございま

す。

参考といたしまして、別冊の当初予算説明資料の46ページ、47ページに消火栓設置工事位置図を、48ページ、49ページに防火水槽震災対応化事業位置図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

よろしいですか。

○東委員　救急救命士って消防署でよかったですか。

[発言する者あり]

○東委員　内容によるのかな、救急救命士は。

だから、その人の要は養成して、一定の今人員配置をしていただくようになっていきますけど、実際は計画どおりにはなかなか難しい、いないというのがあるんですけど、いつも。その辺のところ、その辺の要因だとか、今後のその体制をどうつくっていくかということで、どういう形で今予定しておくかということを確認したかったんですけど。予算書でどれという言い方はできないので申しわけないですね。

○消防署長　運用救命士としまして、平成30年度末で17名になります。

○東委員　まだまだ充足できていないというのがいつもあるわけですけど、それで、どうしてもせつかくそういう資格を取られても、いろいろ配置が変わったりとかということもあったりとかがあるんですけど、現状、運用の見方をすると17人ということですけど、現実には資格を持っておる人というのはもうちょっとあるということでしたよね、現実には。その辺との関係は一体どうなっておるのかなというのがあるんですけど、どうされるでしょうね、それね。そうすると、また別のところか。

○消防署長　平成39年度までには24名の救急救命士を目標として養成……。

○東委員　平成39年度。

○消防署長　はい。

○東委員　だから、考え方としては、今救急車が4台あって、それが3交代ですから、1台に2人乗ると、8人の三八、24人ということですね、目標は



ね。それに近づけるように頑張っていたいただいておりますということで、現状は、それは、運用というのが17人ですから、逆にその運用に配置できるのが24人  
要るよという意味ですよ、現実にはね。

実際に資格を持っておる方というのは、もうちょっと、現状でもまだある  
んですよ。

○消防署長 平成30年度末で有資格者数は27名になります。

○東委員 だから、現実には27人見えても、なかなか配置できるのが17人  
というのが実態だということで、なかなか難しいところなんですよ。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

○伊神委員 367ページの防火水槽の震災対応化事業ということで上がって  
いますけど、今、市内には防火水槽というのは幾つあって、あと耐震化、毎  
年1個ぐらいされていると思いますが、何基終了しているのか、それをちょ  
っとお聞きしたいです。

○消防署長 伊神委員が言われます、ここでいいます簡易耐震化防火水槽で  
ございますが、これはまず平成27年度から始まりまして4基終わっておりま  
す。

全体としましては、防火水槽が平成30年4月1日でありますと全体で444  
基、その中に先ほどの、4基終わりましたので、簡易耐震防火水槽がござい  
ます。また、別としまして、簡易じゃなしに耐震防火水槽が74基、簡易耐震  
防火水槽が4基でございます。全体としては、平成30年度初め、4月1日現  
在で444基。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。

○東委員 ちょうど今耐震の防火水槽の話が出ましたけど、予算書でいけば  
そのすぐ上の新設消火栓が2基出ていますよね。それで、これの位置図が、  
予算説明書の46ページに図面で位置図が示されておりまして、いつも思うん  
ですけど、新設の消火栓ですけど、大体市内の消防水利の充足率というんで  
すか、そういうのがまだ一部不十分があるから当然つくっていかないかんわ  
けですけど、今回の場合、例えばこれは小学校のすぐ西側の道路に新しく新  
設の消火栓をつくるわけですけど、図面を見る限り。一般的に学校などのプ  
ールが消防水利とよく言われますけど、それとの関係は、その配置の状況か

らいくと、どういうふうになるんでしょうかね。

これを見る限り、小学校だからプールが多分あるわけですけどね。そこも一つの消防水利だと思うんですけど、扱いとしてはね。それで、本来ならいろいろ水利から水利で半径何メートルとかでくくって行って、極力それが埋まるように、市内がですね。住民の安全を守るためにというのがあるわけですけど、配置していく。今回の場合だと、何か非常に接近しているように見えるんですけど、そういうのが。この場合はあれですか、学校のプールなんていうのは、本来その水利にはカウントせずにとということもあるんでしょうかね。その辺の関係がちょっとよくわからないんですけどね。

ほかとの、どこに消火栓が埋まっておって、普通は丸を書きただけのとわかりやすいんですけどね、この地図にね。新しいところしか示されないものでよくわからないんですけど、そういうのが前もよくあった。前も本当に丸をしていただくと、どこにもともと消火栓があるとか位置関係がわかると、ここの必要性がわかるわけですけど、それでこれだけじゃよくわからないんですけど、その辺のところは、ちょっとこれだけ見ておって、単純に学校の側だから水利の関係も余分にちゃんとあるような気もするんですけどという気がしたんですけど。

○消防長 済みません、先ほど署長のほうからありました既存のいわゆる耐震の防火水槽が平成30年4月1日現在で74基あるよと。

まず最初に、その市内に74基あります耐震性の防火水槽というのがどこにあるかというのを地図の中に落としまして、逆に耐震の防火水槽がないポイントというのを拾いまして、そのこない地域を優先的に20カ所ピックアップしまして、既存の防火水槽を簡易耐震化するという形をとらせていただいておりますので、たまたま近いところに今回2基ということになっただけですので。

○委員長 よろしいですか。

○東委員 ちょっと趣旨が違うような気がすると思ってね、一瞬。

○消防署長 済みません、失礼しました。

プールというのは指定水利でございまして、一応水利としては考えていますけれども、あと水利基準からいきますと、防火水槽と消火栓をメッシュと

方眼で囲っておりますので、その関係で、今回、こちらをお願いしております位置に消火栓2基を計画させていただきました。

○東委員　だから、学校プールは、もちろんそこにあることはあるんでしょうけど、それをメッシュに普通打ち込むときには、それはもともと除外しておるんですかね。そういうことなの。カウントしないのね、それはね。わかりました。

○消防署長　含めてはおりますけれども、今回はちょっと切れているということで、メッシュと方眼とで今回ここに計画をさせていただきました。

○東委員　いつも思う、これは要望の一つです。

できれば本当は他の水利との位置関係がわかるような説明書にしてくれると、いつもありがたいなと思うんです。そうすると、その必要性がよくわかるものですからね。これは要望です。

○委員長　要望として。

何かございますか。

○消防署長　済みません。先ほどの救命士27名と言ったんですけど、現実、まだ今行っていますので26名ということで、末でも。現状26名でございます。

○委員長　ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、議案第29号についての質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時18分　休　憩

午後3時18分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成31年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

○委員長 続いて、議案第37号 平成31年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条、歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○行政経営課長 平成31年度江南市一般会計補正予算（第1号）の行政経営課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の26ページ、27ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

ございませんね。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって終結をいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時20分 休 憩

午後3時20分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了をいたしました。

　　なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

　　以上で総務委員会を閉会いたします。

午後 3 時 20 分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 幅 章 郎